

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	3月22日	5月2日	7月31日	貿易・投資	検査対象輸入航空貨物の空港外施設における取扱いの緩和	<p>【具体的内容】 検査対象の輸入貨物は、空港での輸入処理が必須となっているため、空港内貨物施設の混雑の一因となっている。空港内に所在する輸入共同上層が、直接運営または委託運営している空港外貨物施設のうち、空港に近接している指定保税上層について、空港内貨物施設の補完的一体的施設とみなし、検査対象貨物(検査前)の空港内外の施設間の相互移動および、輸入処理を認めることにより、国際物流の円滑化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 出発地にて荷主手配によりコンテナ単位に積付けられた貨物は、物流円滑化の観点からは、到着空港においてもコンテナ状態で荷受人に引き取られ、荷受人配の保税蔵置場に移動した後、解体・突合・輸入申告処理されることが望ましい。しかし、貨物に1件でも検査貨物が含まれている場合、「飛行場で輸入すること」の要件により、空港外の貨物施設での取扱いが規制されている。関税法上は申告前の輸入貨物を空港外保税蔵置場に持ち出す運用が可能であり、空港内の混雑緩和を目的として税理側とそれを後押しする方向にある。しかし、要検査貨物が含まれる場合は、他法令により空港外施設への持ち出しが認められていない。この取扱いについて、空港に近接した指定保税上層に限り、一定の条件のもとで持ち出しを認めることにより、空港内貨物施設への一種集中による停滞を回避し、物流の円滑化を図るべきである。現状関税法上空港外での処理が可能な貨物で、検査要件にて空港内で処理されているコンテナ単位の輸入貨物は、成田空港輸入貨物量の10%程度存在すると推定される。これら貨物について空港外施設での取扱いを可能とする事で、空港内施設の混雑を緩和し、物流の円滑化を図ることが期待できる。今後予定される成田空港の年間30万回発着に向けた貨物量増加も視野に入れ、取り組みを検討すべきである。</p>	日本経済団体連合会	農林水産省	<p>海外から輸入される動植物及びその製品等については、家畜の伝染性疾患及び植物の病害虫の侵入等を防止し、適切かつ効率的にリスク管理を行うため、当該品の到着後、迅速に輸入検査を実施する必要がある。このことから、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)及び植物防疫法(昭和29年法律第151号)において、輸入検査は、動植物検疫所又は指定の飛行場内の防疫官が指定する検査場所で行う旨現示しています。</p>	対応不可	家畜伝染病予防法第38条、第40条 家畜伝染病予防法施行規則第47条 植物防疫法第6条、第8条 植物防疫法施行規則第6条	検査場所を限定することは、万一家畜の伝染性疾患や植物の病害虫が侵入した場合でも、消毒や輸入制限等の検査措置を迅速に行い、家畜の伝染性疾患や病害虫の分散を最小限に止め、我が国における農畜産業等に被害が生じないよう防除することを可能とするために必要な措置です。なお、今後とも貨物量の増加に対して、その状況を踏まえ、動植物検疫の円滑な実施に努めてまいります。
2	3月22日	5月2日	7月31日	貿易・投資	海外子会社向け輸出の許可不要化	<p>【具体的理由】 グループとして自主管理が確実に行われ、法令遵守が徹底されている場合は、同一グループ内の海外子会社向け輸出については、許可を不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 輸出しようとする貨物等が、軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物等に該当する場合、事前に許可を受けなければならないが、輸出者自身が自主管理の下で個々の契約や輸出等に関して安全保障面からのチェックが可能と看做される場合には、一定の範囲について包括的に許可を受けることができ。これらのうち、わが国企業の子会社向けに対する一定の品目の輸出等については、特定子会社包括許可制度があるが、グループとして自主管理が確実に行われ、法令遵守が徹底されている場合は、安全保障上の懸念はかなりの程度低いと考えられることから、許可不要とするのが適当である。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省	<p>輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表では、大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれがあるものとして規制対象となる貨物及び技術を定めています。これらの貨物の輸出等に当たっては、外為法の許可が必要です。自主管理を適切に実施している者には、過半数以上の株式を有している子会社(特定子会社)に対する輸出等について、一括して許可を行うことも国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められる範囲で、一定の条件を付した上で、特定子会社包括許可という包括的な許可を認めています。この包括許可を取得すれば、個別許可申請を行うことなく、特定子会社への継続的な輸出等が可能となります。</p>	対応不可	外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第48条第1項 輸出貿易管理令第1条、外国為替令第17条 包括許可取扱要領	自主管理を適切に実施している者に認められる特定子会社包括許可には、国際的な平和及び安全の維持の観点から、様々な許可条件が付されています。例えば、軍事用途の取引については、包括許可が適用されず、個別許可申請が必要となる場合があります。これらの許可条件に違反があった場合には、包括許可が取り消されることもあり得ます。許可を不要とする場合には、輸入貨物と輸出貨物の同一性の判断について輸入時のインボイスを揃えおく等の措置を講ずることができなくなり、大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれのある貨物・技術の管理としては不十分であると考えます。
3	3月22日	5月2日	7月31日	貿易・投資	輸入貨物等の返送の許可不要化	<p>【具体的内容】 輸入された貨物の部分品を評価、修理、交換等のために輸入元へ返送する場合を含め輸入貨物等の輸入元への返送について、許可を不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 輸出しようとする貨物等が、軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物等に該当する場合、事前に許可を受けなければならないが、外国から輸入された貨物等を返送するために行われる輸出等であって、一定の条件を満たすものについては、特別一般包括許可の対象となり、個別に許可申請を行うことなく、輸出等を行うことが可能である。しかしながら、例えば上記の輸入元に対する一定の品目の輸出等については、特定子会社包括許可制度があるが、グループとして自主管理が確実に行われ、法令遵守が徹底されている場合は、安全保障上の懸念はかなりの程度低いと考えられることから、許可不要とするのが合理的である。あくまで輸入元への返送であることを前提に許可を不要とするのが合理的である。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省	<p>輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表では、大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれがあるものとして規制対象となる貨物及び技術を定めています。輸入された貨物の種類、品質(故障を含む。)、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のため「輸出」については、特別一般包括許可を保有している者であれば、輸入貨物と輸出貨物の同一性を示す一定の証拠があれば個別の輸出許可は必要ありません。(部分品も同じです。)</p>	検討	外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第48条第1項 輸出貿易管理令第1条、外国為替令第17条 包括許可取扱要領	特別一般包括許可は、国際的な平和及び安全の維持の観点から、自主管理を適切に実施している者に対してのみ発行しており、様々な許可条件も付しています。例えば、返送に当たっては、輸入時のインボイス等を揃えておくことが必要です。これらの許可条件に違反があった場合には、包括許可が取り消されることもあり得ます。許可を不要とする場合には、輸入貨物と輸出貨物の同一性の判断について輸入時のインボイスを揃えおく等の措置を講ずることができなくなり、大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれのある貨物・技術の管理としては不十分であると考えます。よって、返送については許可を不要とすることはできませんが、特別一般包括許可が適用される「輸入された貨物の種類、品質(故障を含む。)、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のため」の範囲の明確化を検討します。
4	3月22日	5月2日	7月31日	貿易・投資	航空機の部分品等の輸出に係る手続の簡素化	<p>【具体的内容】 海外から輸入した航空機の部分品等を修理のために輸入元である海外メーカーや海外メーカーが指定する工場に送る場合、輸出許可の対象外にもかかわらず、煩瑣な手続が必要となっているのが実情であり、簡素化のための措置を講ずるべきである。</p> <p>【提案理由】 輸出しようとする貨物が、軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物等に該当する場合、事前に許可を受けなければならないが、航空機の部分品等のうち、修理を要するものであって無償で輸出するものについては、輸出許可の対象外となっている。しかしながら、輸出にあたっては、リスト規制に係る該非判定書の提示が必要となるのが実情である。該非判定には海外メーカーから製品仕様に関する情報を入力する必要があるが、そのような情報を入力することは稀であり、経済産業省に確認した上で「仕様不明のため該当とする。しかし特別により許可不要」とある旨の書類を添付して対応している。そもそも許可を要しない輸出であるにもかかわらず、以上のような不合理な手続を強いられている現状が改善されれば、航空機の整備品修理のための輸出に要している時間と人員の節約につながる。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省	<p>外国為替及び外国貿易法第48条第1項では「輸出の許可」が規定されており、輸出貿易管理令第4条第1項では、特例として、「法第48条第1項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。」、同項第2号のロでは「航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上設備用の機構及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであって無償で輸出するもの」と規定されています。このため、航空機の部分品等の輸出が、輸出貿易管理令第4条の特例に該当する場合は、輸出の許可が不要となります。</p>	事実誤認	外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令	輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当せず、輸出貿易管理令第4条第1項第2号のロの特例に該当する場合は、別途輸出貿易管理令別表第1の2から15の項の中欄に掲げる貨物に該当するか否かによる該非判定書は必要ありません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要（対応策）
5	3月22日	5月2日	7月31日	貿易・投資	特定原産地証明書発給における自己証明制度の導入	【具体的内容】 特定原産地証明書発給の手續に關し、優良な製造業者に限り、自社の証明書を提出することで申請が終了するような簡素化をすべきである。現在、自己証明制度はスイス、ペルー、メキシコとの間のEPAにおいて認められているにすぎない。わが国が締結する全てのEPAにおいて、自己証明制度を導入すべく取組むことを求める。 【提案理由】 特定原産地証明書発給の申請をする場合、対象貨物を構成する細かい部品についてまで詳細な書類の提出が必要となっている。したがって、社内や調達先での事務作業が膨大なものとなっており、適性を断念せざるを得ないケースもある。そこで、優良な製造業者に対しては自社の証明書の提出によって申請が完了すべきである。簡素化することにより、各国との間に締結したEPAの活用拡大が望める。	日本経済団体連合会	経済産業省	経済産業大臣の認定を受けた輸出者が、自ら原産地証明書を作成することができる認定輸出者制度については、現在、日スイス、日ペルー、日メキシコEPAにおいて導入されています。	検討	経済連携協定に基づき特定原産地証明書の発給等に関する法律	産業界の要望等を踏まえ、新規EPA交渉、既存EPAの再協議において、相手国の事情・要望等を考慮しつつ、他省庁とも連携し、同制度の導入、拡大に取り組んで参ります。また、輸出品を構成する細かい部品の取り扱いについては、現在、簡素化も含めた利便性の向上について検討しています。
6	4月8日	7月9日	7月31日	貿易・投資	AEO認定事業者に対する届出制度および、データの修正の容認	<要望> AEO認定事業者に対しては、「届出制度」を導入し、申告した時点でタイムリーな貨物の輸出と、一定期間内のデータ修正を容認する。 <理由> 国（税関）に、コンプライアンスとセキュリティに優れた事業者と認定されると、AEO事業者として、通関手続きの審査・検査の簡素化等のベネフィットあり。 但し、日本は「認可制度」のみ、AEO事業者であっても、輸出許可が下りるまでは輸出が出来ない。また、輸出申告時の間違ひも、データ修正が認められず、再度申告し直す必要あり。 一方、米国の承認輸出者は、「届出制度」（10日以内の事後申告）が導入されており、タイムリーな輸出が可能。又、15ヶ月以内のデータ修正も可能。 <効果> タイムリーな貨物の輸出が可能となる。 また、価格変更時の修正申告が不要になり、税関・輸出者双方の業務効率化が図れる。	民間団体	財務省	貨物を輸出しようとする者は、貨物の品名・数量・価格等について、貨物を入れる場所の所在地を所轄する税関長に申告し、許可を受けなければならないこととなっております。なお、輸出申告書の記載内容を変更する必要がある場合には、原則として、再度申告を行うことなく、内容の変更を行うことが可能となっております。	対応不可	関税法第67条	事後届出制を導入することは、貨物が我が国から積み出される前に税関が申告を受け、必要に応じて検査等を行うことを困難とするため、不正輸出の防止等の観点から、適当ではないと考えっております。
7	4月8日	7月9日	7月31日	貿易・投資	二国間でAEO相互承認された事業者への、24時間ルールの適用除外	<要望> AEO相互承認を締結している国と、二国間において、AEO相互承認事業者に対しては、24時間ルールの適用除外を行う。 （まずはEUとの協議を足掛かりにしてはどうか。） <理由> 24時間ルールは、輸入国が、相手国の輸出者に対し、輸出する24時間前迄（モードにより異なる）に、積み荷の manifests を要求するルール。 米国がテロ防止対策として9.11以降導入し、国連のWCO（世界税関機構）でも採用している。 24時間ルールに対応する為、事業者はリードタイムが2日延長され、金利コスト・在庫積み増しコストが発生している。 AEO相互承認事業者は、コンプライアンスとセキュリティに優れた事業者として、二国間において承認を受けていることから、AEO相互承認事業者に関しては、ルールの適用除外を検討頂きたい。 ※24時間ルール導入国：米国、カナダ、EU、韓国、中国、メキシコ、トルコ ※日本がAEO相互承認を締結している国：米国、カナダ、EU、韓国、ニュージーランド、シンガポール <効果> 物流リードタイムの短縮に伴う金利コスト・在庫積み増しコストの削減。	民間団体	財務省	「24時間ルール」は、テロ対策等国際的な物流セキュリティの強化の観点から、税関当局が事前に情報を的確に把握することを目的として採用されています。	対応不可	関税法第15条第7～9項	テロ対策等の観点から、現状において、外国のAEO事業者について、我が国の「24時間ルール」の適用除外を検討することは困難です。 AEO相互承認における、外国の「24時間ルール」の我が国のAEO事業者への対応については、協議を継続していますが、外国当局においても適用除外を行うことは困難な状況です。
8	4月8日	7月9日	7月31日	貿易・投資	AEOセキュリティ管理の保安レベル基準の設定	<要望> AEO制度に於いても、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則」と同様、「テロリスト対応」の統一したセキュリティ管理規定にあわせたセキュリティ管理レベルを設定する。 ※空コンテナ受入セキュリティの例 保安レベル1： 受入検査 一必要に応じ内部・外部検査。（船社側で検査実施の為、通常時は不要） 保安レベル2： 受入検査 一外観検査。内部・外部検査（10～20%）。（抜き取り検査） 保安レベル3： 受入検査 一外観検査。内部・外部検査（100%）。（全数検査） <理由> 現状のAEO認定事業者の貨物セキュリティ管理は、「テロリスト対応」として、商品・仕向国等のリスクに関わらず、全貨物を対象に、常時、同一レベル（最高レベル）の保安対応が要求されている。 一方、輸出貨物管理での輸出検査では、商品、仕向け国、その時の世界リスク状況を加味し、貨物検査管理に重点を設定すべしとして、国土交通省が「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則」（54条）で、そのレベルを設定している。 <効果> 保安レベルに応じたセキュリティ管理に伴う、工数低減が可能。	民間団体	財務省	AEO制度は、法令遵守とセキュリティ確保の体制が整備された事業者に対し、税関手続きの簡素化を提供することで、適正通関と貿易の安全を確保しつつ、その円滑化を進めるものです。 AEO事業者に対しては、事業者の実態を踏まえて、必要な法令遵守、セキュリティ確保策の実施を求めています。	事実確認	関税法第7条の5、第51条、第62条、第63条の4、第67条の6、第67条の13、第79条等	AEO制度は、適正通関と貿易の安全を確保しつつ、その円滑化を進めるものであり、単に「テロリスト対応」の制度ではありません。 また、AEO事業者に対しては、取扱貨物や周辺環境等そのリスク状況を踏まえたうえで、必要な対応を求めているものであり、常時最高レベルの保安対応を求めものではありません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要（対応策）
9	4月8日	5月2日	7月31日	貿易・投資	牧草・わらの輸入要件の緩和	<p><要望> インドネシアからの牧草・わらの輸入を容認する。</p> <p><理由> インドネシアで生産された牧草・わら類をバイオマス資源として輸入し、燃料または燃料用原料にする事業を検討している。</p> <p>本事業は、我が国の工業技術を活用し、再生可能エネルギーの生産・普及を行い、CO2等温室効果ガス削減の一層の推進により、循環型社会の構築に寄与するものである。</p> <p>しかし、インドネシアからの牧草・わらの輸入は原則禁止の為、燃料用として輸入する場合は、農林水産大臣指定の処理施設で一定の加熱処理を行い、輸出国政府機関が発行する検査証明書が必要となる。また、輸入後も、国内での厳格な管理が必要な為、事業化の見込みが立っていない状況にある。</p> <p>インドネシアに関しては、国際獣疫事務局(OIE)によって、口蹄疫清浄国、かつ牛痘・アフリカ豚コレラの非発生地域に指定されている。</p>	民間団体	農林水産省	<p>植物防疫の観点では、インドネシア産の稲わらについては、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第7条第1項第1号に基づく輸入禁止品に該当します。</p> <p>また、インドネシアから稲わらを除くわら及び牧草を輸入する際は、同国の植物防疫機関が発行した植物防疫証明書（Phytosanitary certificate）が必要とされ、輸入検査の結果、検疫有害動植物が発見された場合は、消毒又は廃棄等の措置が執られます。</p> <p>動物防疫の観点では、インドネシアから輸入される穀物のわら及び飼料用の乾草については、畜畜伝染病予防法（昭和28年法律第166号）第36条に基づく輸入禁止品に原則として該当します。</p> <p>ただし、飼料用以外に供するために加工し、または調整した穀物のわら及び形態的に明らかに飼料用以外の用途であることが確認できる乾草については、動物防疫に関する検査証明書は求めておらず、輸入後の取扱い状況等を確認した結果、問題がなければ輸入を認めています。</p>	<p>対応不可（一部、現行制度下で対応可能）</p>	<p>畜畜伝染病予防法第36条 畜畜伝染病予防法施行規則第43条 植物防疫法第7条 植物防疫法施行規則第9条、別表2</p>	<p>植物防疫の観点では、インドネシアでは我が国未発生のイネミラ毒病菌、イネクセンチュウ、イネ糸状細菌菌等が発生しており、その我が国への侵入を防ぐために同病害虫の寄主植物である稲わらについては、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第7条第1項第1号に基づく輸入禁止品に該当します。</p> <p>また、インドネシアから稲わらを除くわら及び牧草を輸入する際は、同国の植物防疫機関が発行した植物防疫証明書（Phytosanitary certificate）が必要とされ、輸入検査の結果、検疫有害動植物が発見された場合は、消毒又は廃棄等の措置が執られます。</p> <p>ただし、稲わらを除くわら及び牧草を検疫有害動植物が完全に取り除ける程度に高度に加工したものは、植物防疫の対象とならない場合があるため、輸入時の貨物の状態と製造工程を確認し、個別に判断しております。</p> <p>一方、動物防疫の観点では、インドネシアについては我が国として口蹄疫の清浄国として認めていないので、この地域から輸入される穀物のわら及び飼料用の乾草については、畜畜伝染病予防法（昭和28年法律第166号）第36条に基づく輸入禁止品に原則として該当します。</p> <p>ただし、飼料用以外に供するために加工し、または調整した穀物のわら及び形態的に明らかに飼料用以外の用途であることが確認できる乾草については、動物防疫に関する検査証明書は求めておらず、輸入後の取扱い状況等を確認した結果、問題がなければ輸入を認めています。</p> <p>なお、口蹄疫の清浄性を認めるためには我が国として、国・地域ごとに個別のリスク評価を行う必要がありますが、インドネシアからは、このリスク評価を行うために必要な情報が提出されていないのが現状です。</p>
10	5月15日	6月6日	7月31日	貿易・投資	製品の不具合などで同じ輸入元に輸出する際の許可申請手続きの免除	<p>海外から輸入した高性能な工作機械製品等に不具合があり、修理するため同じ輸入元に輸出する場合、大量破壊兵器開発国への高度な機械・技術の流出に該当しないようなケースについては、企業の許可申請手続きにかかる負担を軽減し迅速に修理するため、許可申請手続きを免除すること。</p>	日本商工会議所	経済産業省	<p>輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表では、大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれがあるものとして規制対象となる貨物及び技術を定めています。これらの貨物の輸出に当たっては、外為法の許可が必要です。</p> <p>「輸入された貨物の種類、品質（故障を含む。）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」については、特別一般包括許可を保有している者であれば、輸入貨物と輸出貨物の同一性を示す一定の証拠があれば個別の輸出許可は必要ありません。（部分品も同じです。）</p>	検討	<p>外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第48条第1項 輸出貿易管理令第1条、外国為替令第17条 包括許可取扱要領</p>	<p>特別一般包括許可は、国際的な平和及び安全の維持の観点から、自主管理を適切に実施している者に対してのみ発行しており、様々な許可条件も付けています。例えば、返送に当たっては、輸入時のインボイス等を備えておくことが必要です。これらの許可条件に違反があった場合には、包括許可が取り消されることもあります。許可を不要とする場合には、輸入貨物と輸出貨物の同一性の判断について輸入時のインボイスを揃えておく等の措置を講ずることができなくなり、大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれのある貨物・技術の管理としては不十分であると考えます。</p> <p>よって、返送については許可を不要とすることはできませんが、特別一般包括許可が適用される「輸入された貨物の種類、品質（故障を含む。）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」の範囲の明確化を検討します。</p>
11	4月8日	7月9日	7月31日	貿易・投資	AEO事後監査（税関監査）の免除/簡素化	<p><要望> 日本においても、税関への社内監査結果の報告をもって、AEO事後監査（税関監査）の免除/簡素化を行う。</p> <p>又、社内監査内容については、各AEO認定事業者の実態にあった内容で社内監査が行えるよう、税関が示すチェック項目も、大項目に絞り、各社に自主性を持たせる。</p> <p><理由> AEO認定事業者は、税関の詳細なチェック項目に基づき、毎年貨物セキュリティ管理の社内監査を実施している。</p> <p>更に、3年毎に、税関によるAEO事後監査（税関監査）も行われて、AEO事業者は、社内監査の結果を税関に報告することで、AEO事後監査（税関監査）を免除する仕組みを検討している。</p> <p><効果> 効率的な監査の実施。</p>	民間団体	財務省	<p>事後監査は、税関がAEO事業者に対して、AEOの承認を受けた一定期間以内に、法令遵守とセキュリティ確保の体制が整備されていることを確認することによって、AEO事業者の適正な貨物管理、税関手続の履行を確保するものです。</p> <p>税関は、AEO事業者が自ら行う内部監査の結果を聴取しており、AEO事業者の施設を訪問して事後監査を実施する際には、その聴取結果を踏まえた監査を実施しております。</p> <p>また、税関が行う監査の内容は、AEO事業者の実態を踏まえたものとなっているほか、税関が示す社内監査の項目は、AEO事業者の参考とするためのモデルであり、AEO事業者の自主性を重視しております。</p>	<p>「免除」については、対応不可</p> <p>「簡素化」については、現行制度下で対応可能</p>	<p>関税法第67条の6、第67条の7、第67条の11</p>	<p>AEO制度は、事業者のセキュリティ確保とコンプライアンスの体制が整っていることを前提に、個々の申告の際に本来必要な取締りを簡素化する制度であることから、事業者に対する事後監査は、制度の根幹を担うものであると考えております。よって、事後監査の免除は困難です。</p> <p>その上で、これまでも税関においては、事業者の負担軽減を考慮し、AEO事業者の施設を訪問して事後監査を実施する際には、AEO事業者が自ら行う内部監査の聴取結果を踏まえた監査を実施しており、既に本提案における簡素化には、対応済みです。</p> <p>今後も関税局・税関においては、AEO事業者に対する更なる利便性向上について検討していきます。</p>
12	6月24日	7月11日	8月30日	貿易・投資	AEO事後監査（貨物セキュリティ監査）の簡素化	<p>AEO制度の利便性向上の一環として、税関監査（貨物セキュリティ管理）の簡素化を要望する。</p> <p>【具体的な内容】 AEO認定事業者は、コンプライアンス・プログラムに則り、貨物セキュリティ管理の社内監査を実施しており、この結果を税関へ定期報告することにより、税関事後監査（貨物セキュリティ監査）を簡素化して欲しい。尚、社内監査の内容については、項目のみを提示頂き、各AEO事業者の実態にあった社内監査が出来る様、自主性を持たせて頂きたい。</p> <p>【提案理由】 現在、AEO認定事業者に課せられた貨物セキュリティ管理要件は大変厳しく、AEO事業者や業務委託会社に大きな負担となっているため、AEO事後監査の負担軽減を要望する。</p> <p>AEO事業者は、社内の実態に合った保安管理及び貨物管理を実施している。新規のAEO貨物取扱場所については、税関との合同確認を実施するが、既確認場所については、社内監査結果の税関報告をもって確認することとするなど、税関によるAEO事後監査（貨物セキュリティ監査）を簡素化して欲しい。</p>	(一社) 日本自動車工業会	財務省	<p>事後監査は、税関がAEO事業者に対して、AEOの承認を受けた一定期間以内に、法令遵守とセキュリティ確保の体制が整備されていることを確認することによって、AEO事業者の適正な貨物管理、税関手続の履行を確保するものです。</p> <p>税関は、AEO事業者が自ら行う内部監査の結果を聴取しており、AEO事業者の施設を訪問して事後監査を実施する際には、その聴取結果を踏まえた監査を実施しております。</p> <p>また、税関が行う監査の内容は、AEO事業者の実態を踏まえたものとなっているほか、税関が示す社内監査の項目は、AEO事業者の参考とするためのモデルであり、AEO事業者の自主性を重視しております。</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>関税法第67条の6、第67条の7、第67条の11</p>	<p>これまでも税関においては、事業者の負担軽減を考慮し、AEO事業者の施設を訪問して事後監査を実施する際には、AEO事業者が自ら行う内部監査の聴取結果を踏まえた監査を実施しており、既に本提案における簡素化には、対応済みです。</p> <p>今後も関税局・税関においては、AEO事業者に対する更なる利便性向上について検討していきます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
13	6月24日	7月11日	8月30日	貿易・投資	AEO制度に基づいた「業務手順書」に係る管理体系の簡素化	<p>【具体的内容】 荷主・保税・通関事業者が、AEO事業者として認定を受ける為に税関に提出している「業務手順書」に關し、AEO事業者間の業務委託部分については、荷主の業務手順書に「〇〇社(AEO事業者)の業務手順に關する」といった表現での申請を可能とし、また、委託先の業務手順に変更があった場合も委託先企業による税関への届出をもって管理を行い、税関による重複管理の廃止を要望する。 【提案理由】 現状、AEO特定輸出者が、AEO特定保税承認者及び(或いは)AEO認定通関業者の承認を受けた海運事業者に保管・船積を委託する場合、AEO事業者はそれぞれ「業務手順書」を作成し、税関に提出している。また、AEO特定輸出者の業務手順書にも、委託を受けたAEO保税・通関業者の業務手順が記載されている。 委託先であるAEO特定保税承認者やAEO認定通関業者の業務手順書に変更があった際、これらの事業者は修正した業務手順書を税関に提出するだけでなく、委託元のAEO特定輸出者にも提出し、AEO特定輸出者は委託先の業務変更部分を自社の業務手順書に反映した上で、税関に提出している。 業務手順書の共通する部分を、荷主・保税・通関業者が、それぞれの手順書に記載し、税関に届け出るとは重複管理に繋がり、メンテナンスや監査に必要以上の負荷が掛かっていることから、管理体系の見直しを要望する。</p>	(一社) 日本自動車工業会	財務省	<p>特定輸出者の承認審査に際しては、「関連会社等の指導等に関する事項」の一つとして「税関手続及び貨物管理の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保されている体制が整備されている」などを審査項目としており、特定輸出者からは関連会社の業務手順を盛り込んだ形で届け出てもらっています。ただし、関連会社が認定通関業者、特定保税承認者又は特定保税承認者であることを確認し、選定している場合には、関連会社等の指導等に関する事項の審査を要しないこととしています。</p>	現行制度 下で対応 可能	関税法第67条の6、関税局長通達「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」(平成19年 財関第418号)	<p>特定輸出者の承認に際しては、税関手続を関連会社等に委託する場合においても適正な税関手続等が履行されることが審査項目になっていますが、当該関連会社がAEO事業者である場合には、審査を要しないと規定しており、本提案は現行制度での対応が可能です。 各税関担当部門には、本提案を踏まえ、より適正に対応できるよう周知徹底を行います。</p>
14	6月24日	7月11日	8月30日	貿易・投資	輸出施設における複数官庁の検査結果共有化による重複検査の省略	<p>【具体的内容】 ①完成車の出荷プライベートパスに課される国土交通省及び財務省の立入検査に關し、同種の検査内容であることから、重複する部分の検査については省略を要望する。そのため、官庁間において検査結果の共有化を図り、同種の検査が重複しないよう措置を講じて欲しい。 ②官庁間で立入検査実施の日程調整の徹底をお願いする。 【提案理由】 輸出施設の内、プライベートパスをはじめとする港湾施設に対しては、国土交通省より、SOLAS条約に基づき、国際埠頭施設の保安体制や管理状況について、保安確保に向けた定期的な検査が行われている。 一方、当該港湾施設は、外国貨物の積卸場所として大部分が保税地域に指定されていることから、財務省(税関)より、輸出入通関手続の履行確保に向けた外国貨物の保全管理状況について定期的な保税検査が実施されている。 上記検査は、類似した検査であり、重複している部分があるにも関わらず、官庁間で当該結果の共有化が図られていない。重複する部分の検査項目については、官庁間で結果の共有化を図ることにより、関係施設の負担緩和と結び付けて欲しい。 また、本件については、規制改革に係る2010年度弊会要望に対して、国交省・財務省間で立入検査日程の調整を行うとの回答が示されたが、実際には別日程で実施されていることから、官庁間での連携を再度、要望する。</p>	(一社) 日本自動車工業会	財務省 国土交通省	<p>【SOLAS施設の立入検査について】 国土交通大臣が、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第35条第2項の規定に基づき実施する立入検査は、国際埠頭施設の保安の確保に必要な限度において、国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置を講ずべき場所として、同法に基づく承認を受けた埠頭保安規程に定められた場所に立ち入り、当該国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうかについて埠頭保安設備その他の物件を検査するものであります。このため、国際埠頭施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、国際約束の適確な実施を確保する上で、同法に基づく立入検査の実施は必要不可欠であります。</p> <p>【関税法に基づく保税検査について】 税関が、関税法第105条第1項の規定に基づき実施する保税設置場に対する検査(以下、「保税検査」といいます。)は、関税法第34条の2の規定に基づき、保税設置場の貨物管理者が作成を義務付けられている外国貨物についての帳簿が適切に作成されているかどうかを確認するため、関係書類や在庫貨物との対照確認を行うものであります。このため、外国貨物の適正な管理を通じた適正な輸出入通関手続の履行の確保を図る上で、保税検査の実施は必要不可欠であります。</p>	事実確認	<p>【SOLAS施設の立入検査について】 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第35条(報告の徹底等)</p> <p>【関税法に基づく保税検査について】 関税法第105条(税関職員の権限)</p>	<p>今回のご提案において、「前回の回答で行うとされた省庁間での調整がなされていない」との提案がございますが、両方の検査の趣旨、目的及び内容が重複しておらず一方の検査結果の精確提供で他方の検査の内容を満たすことはできないため、別々に検査を実施させていただいているところですが、個別の日程については検査の対象となる方のご都合、ご要望を受けた上で、必要な調整を行い、決定された日については検査の対応となりますので、個別にご相談下さるようよろしくお願い致します。</p> <p>(※ご参考)【前回答】 SOLAS施設の立入検査の目的は、国際埠頭施設の保安確保であり、検査の対象となるのは、承認を受けた埠頭保安規程の実施状況であります。一方、関税法に基づく保税検査の目的は、外国貨物の適正な管理を通じた適正な輸出入通関手続の履行の確保であり、検査の対象となるのは、外国貨物についての帳簿の作成状況であります。このため、検査の目的、対象が異なるものであり、重複検査とご指摘にはあたらないものと考えております。</p> <p>なお、実施日程についてご要望であれば、財務省及び国土交通省の間での調整は可能な限り行いたいと存じますので、個別にご相談下さるようお願い致します。</p>
15	6月24日	7月11日	8月30日	貿易・投資	輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進	<p>【具体的内容】 輸出入通関書類の電子化を、平成29年10月の実施計画より前倒しし、早期実現を要望する。 【提案理由】 現在、荷主企業は輸出入通関に際した関連文書の管理に多くのリソースを費やしている中、NACCSを用いた電子インボイス業務の運用が開始されているが、普及までに至っていない。業務の効率化や出荷リードタイム短縮を通じた競争力向上の観点から、平成29年度10月に計画されている通関手続に係る電子手続きの原則化を前倒しし、可及的速やかに導入・実施して欲しい。</p>	(一社) 日本自動車工業会	財務省	<p>我が国は年々増加する輸出入申告を適正かつ迅速に処理するため、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)の導入・地域拡大を行い、現在、輸出入申告の約98%を電子的に処理しています。 一方、輸出入申告に際しては、税関にインボイスや包装明細書等の通関関係書類を書面(紙)で提出する必要があるため、税関における審査はこのような通関関係書類が提出されたから開始しています。 このような現状を踏まえ、関税局・税関においては、更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に取り組みすることとしており、平成29年10月のNACCS等の更新時まで、通関関係書類の簡素化、NACCSの電子インボイス業務の利用促進とUNACCS等を利用した通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出を可能とすることに取り組んでいるところです。また、平成29年度の次期NACCS等の稼働時までに関税法以外法令の手続等の電子化の推進、民間間の貿易取引の電子化推進・NACCSとの連携及び通関手続に係る電子手続きの原則化について取り組むこととしています。</p>	検討	関税法第68条	<p>平成25年10月以降の通関関係書類の電磁的記録による提出の実施状況、諸外国や民間間の貿易取引の電子化の状況及び電子技術の進展や国際物流の動向を踏まえて、通関関係手続をどの程度まで電子化するのが適切であるかを判断しつつ、可能なものから順次実施することを検討します。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	当該法令等
16	6月1日	7月11日	8月30日	貿易・投資	安全・保障貿易管理の規制に係る輸出手続きの円滑化	安全・保障貿易管理の観点から、現在は一般的な工作機械等を含む広い品目が規制対象とされており、輸出及び海外子会社への移送のために経済産業省に対する許可申請が必要となっている。申請書類に不備があると申請から数週間が経過してから再提出が必要と連絡され、手続きに長い期間がかかっている。記載については事前に相談を受け付けることとされているが、相談窓口が経済産業省本省となっているため、地方の企業は実質的に相談が困難な状況。より円滑に手続きを得るための改善措置を検討いただきたい。なお、地方の経済産業局でも相談を一部受け付けているが、経済産業省本省へ相談するよう促される場合が少なくないよう聞いている。制度を案内するWEBサイトが作成されているが説明が不親切な箇所も多く、中小企業からは残念ながら輸出手続きを諦めた、との声も聞いている。	個人	経済産業省	現行制度 下で対応可能	外国為替及び外国貿易法第25条及び第48条では、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあると思われる高度な貨物や技術を輸出する者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないと定められています。大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして規制対象となる貨物及び技術は、「輸出貿易管理令」別表第1及び「外国為替令」別表で定められています。「外国為替及び外国貿易法」の輸出許可に係る事務は、国際条約や国際約束に基づき国が責任を持って厳格に行っております。輸出許可申請に当たっては、輸出許可申請書類やその記載方法等の事前相談をする場合、経済産業省本省又は経済産業局・通商事務所もしくは内閣府沖縄総合事務局にて受け付けております。御相談は、窓口若しくは電話、経済産業省本省電子メールのいずれでも受け付けております。申請窓口については、「輸出貿易管理令」の適用について（輸出注意事項24第51号20120814貿易第1号）別紙及び「外国為替及び外国貿易法」第25条第1項及び「外国為替令」第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取次又は行為について（輸出注意事項25第14号20130610貿易第3号）別紙2-2に定めるとおり、比較的機微度の低い貨物や懸念の少ない仕向地である場合には、経済産業局・通商事務所若しくは内閣府沖縄総合事務局となります。また、輸出許可申請の方法は窓口申請、郵送申請の他に、電子申請（NACCS貿易管理システム）の3種類があります。申請書類を受理した後の審査の過程においては、「輸出貿易管理令」の適用について（輸出注意事項24第51号20120814貿易第1号）1、1-1、(7)、(二)、(a)に定める輸出許可基準に照して許可すべきか否かを慎重に審査を行うために、申請者に対して追加で資料を求める場合があります。	輸出許可申請に当たり、輸出許可申請書類やその記載方法、輸出許可申請手続きについての事前相談を経済産業省本省又は経済産業局・通商事務所若しくは内閣府沖縄総合事務局にて受け付けておりますので、地方から本省窓口までお越しいただく必要はありません。御相談は、窓口若しくは電話（詳細は http://www.metu.go.jp/policy/ampo/index.html ）、経済産業省本省電子メール（ odofu@metu.go.jp ）のいずれでも受け付けております。輸出許可申請方法は窓口申請、郵送申請、電子申請がありますが、申請手続きの負担を軽減するために電子申請利用の普及を図っています。また、輸出管理体制が整っている申請者には包括許可申請の利用を推進し審査期間の短縮に努めています。なお、比較的機微度の低い貨物や懸念の少ない仕向地である場合の輸出許可申請は、経済産業局・通商事務所若しくは内閣府沖縄総合事務局が窓口となり、輸出許可申請書の受理から輸出許可証の発行まで行っており、その他については経済産業省本省が窓口となります。経済産業省本省窓口となる輸出許可申請について、経済産業局・通商事務所若しくは内閣府沖縄総合事務局にお問い合わせいただいた場合、経済産業省本省を御紹介させていただきます場合がございますので御了承ください。WEBサイトについては関係法令等の改正や国民の皆様より日々いただくお問い合わせ内容を踏まえ、随時更新し利便性の向上を図っているところで、引き続き国民の皆様へのニーズにお応えできるよう取り組んでまいりますと考えております。
17	6月18日	7月11日	8月30日	貿易・投資	日本に住所を有しない外国人が、外国企業の子会社又は支店を日本に設立する場合の規制の緩和	外国企業が日本に子会社又は支店を設立し、当該子会社又は支店の代表者として本国から外国人を派遣するケースにおいて、会社設立及び就労ビザの取得に関する問題点が外国企業から度々指摘されている。具体的には、日本で子会社の設立を行うにあたり、日本における代表者のうち、少なくとも1名は日本に住所を有している者であることが必要だが（昭和59年9月26日民四第4974号民事局第四課長回答）、日本における代表者になる予定の外国人が就労ビザ（投資経営ビザ等）を取得する（これによって日本の住所を得る）ためには、原則、日本の子会社の登記事項証明書が必要となる。すなわち、子会社を設立するためには就労ビザが必要で、就労ビザを得るためには就労先である子会社の登記事項証明書が必要のため、本国から派遣する外国人だけで日本における子会社の代表者を構成しようとする場合は、当該子会社を設立することができない（支店設立の場合も会社法31条第1項に基づき同様の制度）。日本における代表者である外国人が在日外国公館にてサイン証明を取得することで対応することも可能と聞いているが、(1)サイン証明は住所を証明するためのものではないこと、(2)ホテルなど賃貸契約がない住所についてはサイン証明に当該住所を記載しない在日外国公館が存在することから、解決策とならない。このため、日本に住所を有しない外国人のみを代表者とする会社登記を可能とすることや、就労ビザの申請者のうち新たに会社を設立する場合は登記事項証明書を事後提出とすること、新会社設立用のビザを新設する等の措置をお願いしたい。	日本進出または日本進出を検討している外国人企業等	法務省	対応不可	日本において会社を設立して登記する場合には、代表者のうち少なくとも1名は日本に住所を有することが必要とされています。また、我が国において在留資格「投資・経営」又は「企業内転勤」の活動を行うことを目的として在留資格認定証明書交付申請を行う場合には、同申請に係る確実資料として当該企業の登記事項証明書を求めています。日本において設立された会社（内国会社）については、日本国内に住所を有しない者であっても代表者に就任することは可能ですが、代表者の住所地は民事訴訟法上普通裁判籍の一つとされているところであり、また、会社法による会社の解散命令、取締役の会社に対する損害賠償責任、第三者に対する損害賠償責任、法令違反に係る刑罰・過料の制裁等の規定の実効性を確保し、日本国内の取引相手への消費者の利益を保護するためには、少なくとも代表者の一人は日本国内に住所を有することが必要です。昭和59年9月26日付付法務省民四第4974号民事局第四課長回答、出入国管理及び難民認定法施行規則第7条の6第2項、出入国管理及び難民認定法第7条の2、別表第三	
18	6月3日	7月11日	8月30日	貿易・投資	在留カードの変更	地方支分部局の設置場所が限られていることに起因する、地方支分部局に定期的に向く不便さを認識し、「在留カード」の詳細の変更をオンラインおよび郵送で行える申請制度を実施すべきである。	民間団体	法務省	対応不可	在留カードは、その交付を受けた外国人が、申請に適法に中長期に在留する者であることを明らかにするものであることから、記載事項の変更に当たっては、入国審査官が当該外国人の同一人性を確認した上で、その所持する在留カードと引換えに新たな在留カードを交付する必要がある。このため、オンライン及び郵送による申請制度を実施することは困難です。なお、入管法令で定められた一定の場合には、例外的に在留カードに係る届出について代理・取次が認められています。	
19	6月3日	7月11日	8月30日	貿易・投資	再入国許可制度について	再入国許可制度を全廃すべきである。	民間団体	法務省	対応不可	一般的に、外国人が本邦外に出発した場合、当該外国人が有する在留資格・在留期間が満了するため、当該外国人が再度入国して従前と同一の法的地位をもって在留するためには、新たに査証を取得し、上陸許可を受けなければならないが、再入国の許可を受けている場合には、通常必要とされる査証が免除され、上陸後は従前の在留資格・在留期間により引き続き在留することができます。また、在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している者のうち13月以下の在留期間が決定された者、「短期滞在」の在留資格が決定された者等を除き、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可を受ける必要はありません（みなし再入国許可制度）。左記の「みなし再入国許可制度」により、本邦に中長期に在留する外国人が一時的に本邦から出国する場合、原則として、再入国許可申請の手続きを要しないこととしているのは、これが出国後1年間という短期間であるからであり、長期間にわたって本邦を離れる外国人については、本邦との結びつきが薄れ、ひいては本邦に在留する資格を維持させる必要性が薄れると考えられるため、一律に再入国許可を不要とせず、個別に、再入国許可申請によってその可否を判断するのが相当です。仮に本提案のとおり再入国許可制度を廃止した場合、本邦外に出国した外国人が再度入国して従前と同一の法的地位をもって在留しようとすると同様に入国の際と同様の上陸手続きが必要となりますが、当該外国人に不便を強いることになることとはもとより、行政側にとってもその必要性に乏しく、事務の負担となるおそれがあります。したがって、本提案に対応することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要（対応策）
26	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	羽田空港の国際線便への差別無き開放	羽田空港を、日欧間を含む国際便に差別無く完全に開放すべきである。 【提案理由】 2010年の新滑走路および国際線ターミナル竣工に伴う羽田空港の国際便への開放を歓迎する一方で、アクセスがすべての航空会社に平等に提供されることを確保するよう政府に要望する。目下のとおり、アジア路線以外の発着には限られた運用時間（22時～07時）しか割り当てられていない。欧州からの便は22時以前に着陸することを認められていないため、欧州の航空会社は、22時以降に国内便を運航していない日本およびアジアの航空会社の国内路線網との接続の可能性を奪われている。欧州の航空会社は、きわめて不便な時間帯における東京首都圏への運航に制限されている一方、日本およびアジアの航空会社は、事実上あらゆる日本の国内空港との発着接続を容易に利用できる時間帯に日本に発着できる。公平な競争条件が確立されない限り、羽田が政府の構想する真に国際的なハブ空港の役目を果たすことはできないであろう。地方都市が本格的ハブ空港の提供しうるビジネスポテンシャルの恩恵をこうむることも無いであろう。	民間団体	国土交通省	羽田空港の国際線発着枠については、D滑走路の供用開始に伴い、2010年冬期スケジュールにおいて、昼間時間帯の国際線発着枠が3万回、深夜早朝時間帯の国際線発着枠が3万回、合計で6万回が増加しました。 昼間時間帯については、希少な発着枠を最大限に活用する観点から、羽田空港のアクセス利便性を活かして近距離アジアビジネス路線を対象とし、2013年夏期スケジュールにおいて、韓国、香港、台湾、中国との間で、1日当たり32便が運航されています。 深夜早朝時間帯については、欧米を含む世界の主要都市に就航することで、首都圏全体の国際航空機能の24時間化を目指しており、2013年夏期スケジュールにおいて、アメリカ、イギリス、フランス等との間で、1日当たり23便が運航されています。	対応	—	2014年3月末から始まる夏期スケジュールにおいては、羽田国際線旅客ターミナルの拡充に伴い、昼間時間帯の国際線発着枠が3万回増加する予定となっており、これについては、アジア長距離路線、欧米路線も含む高需要ビジネス路線の発着が可能となるよう、イギリス、フランス、ドイツ等10ヶ国との間で合意しているところです。
27	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	成田空港の夜間発着禁止時間帯の短縮	成田空港の夜間発着禁止時間帯の短縮を検討すべきである。 【提案理由】 現代の飛行機の騒音レベルは大幅に低下しており、地域社会への環境影響が減少している。過去の飛行機の騒音レベルに基づき設定された夜間発着禁止時間帯は見直されるべきではない。	民間団体	国土交通省	内陸空港である成田国際空港では、地元からの強い要望を踏まえ、昭和53年の開港以来、原則として23時から翌朝6時までの離着陸制限（カーフュー）時間を設定しています。 本年3月31日より、千葉県、空港周辺市町、成田空港会社及び国土交通省の四者間で合意の上、6時から23時までという現在の運用時間を前提として、出発空港での悪天候等、企業努力では対応できない「やむを得ない場合」に限り、24時までの離着陸を認める「カーフューの弾力的運用」を開始したところ。	その他	—	本年3月31日よりカーフューの弾力的運用を開始したところですが、この際に、地元からは現在のカーフュー時間を引き続き厳守するよう求められているところです。 カーフュー時間の短縮については、重要な空港機能強化方策の1つになり得ると考えられますが、その実現に当たっては、地元の理解が不可欠であると認識しております。
28	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	通関手数料の上限撤廃	通関業法基本通達で定められている通関業務の料金の最高額を撤廃すべきである。 【提案理由】 現在定められている最高額は、通関業者が料金設定する際の目安として使われているとの指摘がある。規制によらず、料金の設定を市場に任せるとして、自由で公正な料金を実現することができる。	民間団体	財務省	財務大臣は、通関業者の通関業務（通関業務を含む。）の料金の額について必要な定めをすることができるとされており（通関業法第18条第2項）、通関業法基本通達において料金の最高額を定めています（通関業法基本通達18-1）。 なお、通関業者の通関業務に係る料金の最高額の定めについては、通関業務が、原則として、通関業者のみが行うことが可能な独占業務とされていることから、通関業者が、その地位を利用して、依頼者に著しく不当な高額の料金を設定することがないよう、その最高額を定めることで、依頼者を保護しようとするものです。	事実誤認	通関業法第18条 通関業法基本通達18-1～3	通関業者の通関業務に係る料金の最高額の定めについては、通関業者が通関業務の依頼者に著しく不当な高額の料金を設定することがないよう、依頼者を保護しようとするものであり、現状においても、最高額以下の料金を設定すれば通関業者と依頼者との間で自由に料金を設定することが可能です。
29	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	認定通関業者（AEO）制度に関する手続の簡素化と権限の拡大	認定通関業者（AEO）制度について、通関関係の手続きの流れを十分に管理できることが実証され、かつ、追跡可能な仕組みが設けられている場合には、あらゆる個別のケースに当局が関与することなく事業を処理できるようにするなど、手続の簡素化と権限の拡大を業者に与えるべきである。 【提案理由】 業者は、認定通関業者（AEO）コンセプトの導入により、サービスを提供するために請け負うべき輸送および通関プロセスの多くが簡素化されることを期待していた。残念ながら、多くの企業は、手続合理化の恩恵を受けるところか、AEOの地位取得のための管理業務増大やコンプライアンス要件が負担となっているため、この新しい制度は当て外れとなっており、AEOの地位は理論上は有益なはずだが、それがもたらす利点は投資に見合うほどのものではない。	民間団体	財務省	AEO制度は、法令遵守とセキュリティ確保の体制が整備された事業者に対し、税関手続きの簡素化を提供することで、適正な貿易の安全を確保しつつ、その円滑化を進めるものであり、現状においてもAEO事業者には様々な手続の簡素化等を付与しております。	検討を予定	関税法第7条の2、第67条の3他	AEO事業者に対しては、これまで累次の手続の簡素化や自主性を尊重した取扱いを進めてきているところであり、今後も関税局・税関においては、AEO事業者に対する更なる利便性向上について検討していきます。
30	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	鉄道分野における国際規格に基づく試験結果の承認・受け入れ	鉄道分野において、外国企業が国際規格に基づく認証を受けた製品を販売できるよう、IAF（国際認定フォーラム）、PAC（太平洋認定機関協力機構）、ILAC（国際試験所認定協力機構）傘下の海外認定試験機関の試験結果・認証の承認・受け入れを行うべきである。 【提案理由】 日本では、鉄道の安全に係る国際的な基準を満たす製品であっても、鉄道事業者による検査・認証等を改めて受けなければ販売することができない。また、鉄道分野の二者間（日欧間）連携を促進するためには、政府と鉄道事業者が欧州の認証機関によって実施される試験の結果と認証を承認することが必要である。	民間団体	国土交通省	我が国の制度は、第三者による試験・認証等を求めておらず、鉄道事業者自身が、自らの責任において、製品の認証試験等を通じた品質確保を行っています。欧州のように認証等を通じた鉄道の製品確保のための規制を設けておりません。	その他	—	海外認証機関の認証の承認・受け入れは、日本においては必要ありません。
31	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	鉄道分野における第三者認証プログラムの新設	鉄道分野において、国際規格及びJIS又は日本工業規格（JIS）に基づく認証プログラムを設けるべきである。 【提案理由】 日本は、鉄道分野に関係した第三者認証制度を設けていない。鉄道事業者はそれぞれ独自の試験・認証システムを有しており、海外の認証を受け入れない。従って、海外のクライアントの要求事項を満たすには、日本のメーカーは欧州やその他の国々の認証機関に頼らなければならない。	民間団体	国土交通省	我が国の制度は、第三者による試験・認証等を求めておらず、鉄道事業者自身が、自らの責任において、製品の認証試験等を通じた品質確保を行っています。欧州のように認証等を通じた鉄道の製品確保のための規制を設けておりません。	その他	—	海外認証機関の認証の承認・受け入れは、日本においては必要ありません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	措置の概要(対応策)	
32	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	「政府調達に関する協定の運輸に適用される特殊条項(業務安全条項)の定義(適用される範囲を含む)を明確化し、受注を目指す企業が満たすべき要求事項を明らかにすべきである。」	GPAの枠組内で定められている、運輸に適用される特殊条項(業務安全条項)について、その定義(適用される範囲を含む)を明確化し、受注を目指す企業が満たすべき要求事項を明らかにすべきである。	民間団体	国土交通省	現行制度下で対応可能	GPAの付表3に関する注釈4(a)	日本政府は、本件注釈の適切な運用を確保するため、GPA適用対象の調達機関に対して、適宜、本件注釈の厳格な運用を求めるとともに、本件注釈の適用の可否の判断に際して疑義が生じた場合、事前に日本政府へ照会するよう求めています。日本政府は、GPA適用対象の調達機関は、本件注釈に基づいてGPAの適用除外としている調達についても、品質、価格等において優れた製品を求めて、国内外の差別なく調達を実施しているものと認識しています。	
33	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	電気通信機器に関する試験・認証負担の軽減	EUから日本へ電気通信機器を輸出する際、EUの基準での試験・認証とは別に、日本の基準での試験・認証を受けなければならず(その逆の場合も同様)、試験・認証の重複がメーカーの負担になっている。輸出元での試験・認証のみでよいこととするなど、メーカーの負担軽減を図るべきである。	【提案理由】 EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、これはメーカーにとって試験と認証の重複につながる。現行のEU-日本相互承認協定は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない(=試験の省略はできない)。日本の認証手続も欧州のものとは異なっている。	民間団体	総務省	対応不可	電波法第28条等	各国は、自国内で使用される無線設備について、各国の周波数の使用状況等を踏まえた技術基準を定めており、輸出入においては、使用される国の使用周波数や出力制限値等の技術基準に適合していることを確認する必要がある。従って、EUの技術基準に適合していることだけでは、日本において他の既存無線設備に混信を与えかねないため使用することは出来ませんので、提案された内容を措置することは不可能です。
34	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	電気通信機器分野における、製品承認手続の改善	欧州の生産者によって発行されるSDoC(供給者適合宣言)に関して、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。また、SVC(技術基準適合自己確認)の適用対象を、「特定無線設備」のカテゴリの全ての機器に拡大すべきである。	【提案理由】 日本において、製品承認手続を促進するためにとられた重要な措置の第1は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU-日本相互承認協定(MRA)の締結。第2は、2004年の技術基準適合自己確認(SVC)の導入である。しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。MRAのもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、SVCの適用はまだ有線通信端末のみに限られ、無線機器への適用は限定されている。	民間団体	総務省	対応不可	電波法第38条の3第1項	技術基準適合自己確認の対象設備の拡大については、「規制・制度改革に係る方針」(平成24年7月10日閣議決定)及び「電波有効利用の促進に関する検討会」報告(平成24年12月25日)を踏まえ、平成25年6月に、「携帯電話端末、PHS端末等に搭載された無線LAN」を新たに追加したところである。また、今後の技術基準適合自己確認の対象拡大については、同検討会において「自己確認制度の新たな対象範囲の拡大に当たっては、技術基準不適合機器の流通拡大へのリスクが存在するため慎重な検討を行うことが必要である」とされていることなどにより、「供給者適合宣言」の導入を含め、現時点では困難です。
35	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	酒類の地理的表示のEUへの適合化	酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく地理的表示規則を、EUの定義に沿う形で強化することを要望する。	【提案理由】 日本における地理的表示の用語は、EUで用いられているコンセプトや規則と相入れない。例えば、国税庁長官告示で定められている地理的表示「山型」の生産基準については、EUで地理的表示が認められているもの(シャトー、ボルドー)と比較すると極めて緩い基準になっている。日本の地理的表示規則等をEU等の国際基準に適合するように要望する。	民間団体	財務省	その他	TRIPS協定第22条第1項、酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6第1項、地理的表示に関する表示基準(平成6年国税庁告示第4号)	我が国の地理的表示の指定に当たっては、TRIPS協定第22条第1項の規定に基づき判断しているところであり、国際基準に照らし、適当であると考えます。
36	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	国際的な車両型式相互承認制度を日EUの二者間ベースで実現	EU加盟国及び欧州委員会と緊密に協力し、国際的な車両型式相互承認制度を日EUの二者間ベースで実現すべき。	【提案理由】 日本は、国連欧州経済委員会において、2016年を目途に国際的な車両型式相互承認制度の採択、及び日EUの二者間ベースでのより早期の実現を呼び掛けている。この制度により、日本とEUの間の車両型式相互承認が可能となり、EUで試験・認証されたいかなる車両も、さらなる試験や変更の必要なしに日本で販売できるようになると、EUからの自動車輸入業者の負担が軽減され、価格の低減により日本の消費者にもメリットがある。	民間団体	国土交通省	その他	-	・日本は、IWVTAの創設に向け、EU加盟国をはじめとする各国等による議論をリードしてきました。IWVTA創設のための専門家会議においては、欧州委員会とともに共同議長を務めており、欧州委員会との2者間でも緊密に協力しています。 ・また、WP29では、IWVTAの創設にあたり、先進国のみならず、自動車市場が急速に拡大しているアジア等の新興国も参加できる、真に国際的な制度としていくことが重要と考えられています。 ・日本は、このWP29と同様の考えの下、IWVTAの創設により、安全・環境基準の国際調和の進展を目指し、また、認証の相互承認の恩恵を最大限に享受することができるよう、EU加盟国、欧州委員会をはじめとした各国と緊密に連携しつつ、「1958年協定」の改正や国連規則の作成等の準備作業を進めています。 ・なお、IWVTAの創設は、新興国を含めた真に国際的な相互承認をできるだけ早期に実現することを目指したものであり、日本が、日EUの二者間ベースでのより早期の実現を呼び掛けたという事実はありません。
37	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	燃費と排ガス測定において、国際的に調和した基準を採用、実施	環境にやさしい車を評価するため、燃費と排ガスの測定は、日本独自の燃費・排出ガス試験の走行モードではなく、欧州で広く採用されている走行モードを採用するなど、国際的にハーモナイズされた基準を採用すべきである。	【提案理由】 日本のエコカー減税や補助金制度の適用資格を判定するために使用される燃費や排出ガス試験の走行モードには、日本とEUで相違がある。そのため、輸入業者にとっては、適用資格取得コストや、適用資格を得るための準備期間という負担が掛かっている。	民間団体	国土交通省 環境省	検討に着手	・大気汚染防止法(第19条) ・道路運送車両法(第41条) ・自動車排出ガス試験方法(WLTP: Worldwide harmonized Light vehicle Test Procedure)の策定が進められています。	WLTPは本年中に関係国間で合意され、2014年3月に採択される見通しです。 WLTPの国内導入については、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月閣議決定)において、「乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、速やかに中央環境審議会等国内導入について検討し、結論を得次第導入する。」こととされており、これに従って対応することとしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	当該法令等	措置の概要（対応策）
38	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	建設材料に関する規格での認証結果の日本への受入れ	欧州のEN規格に基づく認証を受けている建設材料について、JAS/JIS規格に基づく改めでの認証を不要とするなど、日EU間の相互認証の実現を含め、メーカー負担の軽減を検討すべきではないか。 【提案理由】 現在、日本に輸出される建設材料は、欧州と日本の規格は、とても似通っているにもかかわらず、両方の試験を受けている。また、欧州の認証機関は、日本向けの建設材料の認証機関として殆ど認められていない。	民間団体	国土交通省 農林水産省 経済産業省	建設基準法では、一部の建築材料について、JAS/JISに適合していることを求めているところですが、EN規格等と適合する建築材料のうち、品質管理が適切に行われたもので、JAS/JISに適合していることが確認できるものについては、建設基準法第37条第一号に該当するものとして取り扱うこととしているためです。 また、外国の機関であっても、必要な書類審査及び現地審査を経ることにより、登録外国認定機関（JAS）/外国登録認証機関（JIS）として登録を受けることがなっています。 また、登録に当たっては、国際的にも認められている基準であるISO/IEC17065を登録基準に採用しており、特に複雑な登録要件を課しているものではないと考えています。	現行制度下で対応可能	・建設基準法第37条 ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8、第19条の10において準用する第17条の2 ・工業標準化法第25条、第27条	建設基準法では、一部の建築材料について、JAS/JISに適合していることを求めているところですが、EN規格等に適合する建築材料のうち、品質管理が適切に行われたもので、JAS/JISに適合していることが確認できるものについては、建設基準法第37条第一号に該当するものとして取り扱うこととしているためです。 また、外国の機関であっても、必要な書類審査及び現地審査を経ることにより、登録外国認定機関（JAS）/外国登録認証機関（JIS）として登録を受けることが可能となっているためです。
39	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	建物について大幅に厳しい断熱基準を導入	建物の断熱基準について、欧州先進諸国における要件から大きく後れをとっていることを踏まえ、より厳しい基準を導入すべきである。 【提案理由】 建物の断熱の改善は、エネルギー使用を削減する最も簡単かつ最も効果的な方法の一つであり、そうすることで、有益な金融的見返りも生み出す（出所：マッキンゼーの温室効果ガス排出削減費用曲線）。日本は現在、新規の建物により高い性能を課するための規制を設けているものの、リフォーム市場を刺激することを目指したインセンティブを通じ、既存の建物のエネルギー効率向上に重点を置かねばならない。二重ガラス窓や、高効率エアコン、壁や天井への断熱材の取り付けといった簡単な部分交換から、現場エネルギー回収や、水処理、その他の資源保全戦略のための新技術の利用まで、ビジネスチャンスは多岐にわたるだろう 日本においては、CASBEE（建築物総合環境性能評価システム）のような評価ツールや、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準、大型業務用建物についてのPAL/OEC（年間熱負荷係数/エネルギー消費係数）計算といった諸制度は適切な方向を目指しているが、それらに基づいてつくられる建物は、国際基準にはまだ達していない。	民間団体	経済産業省 国土交通省	一定規模以上の住宅・建築物の新築、増改築又は設備改修等を行う者にはエネルギーの効率的利用のための措置の届出が義務づけられ、所管行政における勧告、指示、命令等が措置されています。省エネルギー基準としては、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空調機や設備等について定められています。が、地域の気候条件等を踏まえて設定すべきものであることから、8地域区分に分けて基準を定めています。 また、住宅に関しては、既に省エネ改修工事に対する規制特例を設ける等、リフォーム市場に対してインセンティブを付与することにより、断熱性能の向上を図っています。	対応不可	エネルギーに関する法律	本年、省エネルギー基準を見直し、非住宅建築物は平成25年4月、住宅は平成25年10月から施行され、一定の経過措置期間を経た後、平成27年4月に完全施行されることとなっています。ご指摘の断熱性能については、地域毎に気候特性が異なる状況を踏まえ、改正省エネルギー基準においても、従前の省エネルギー基準と同様、国土を8つの区分に分けて、それぞれの区分毎の気候特性に応じた取扱としているところです。 なお、今般、新たに導入した一次エネルギー消費量基準等も含め、現在、改正省エネルギー基準の普及、定着に取り組んでいるところです。
40	9月30日	11月1日	11月15日	貿易・投資	化学物質登録制度の整合化又は相互承認	日本とEUの化学物質登録制度の整合化、または試験結果と関係書類を相互に承認することで再試験や事務上の負担を回避できるようにするべき。 【提案理由】 EUと日本は共に化学物質登録制度を導入済みであるため、輸出業者と輸入業者は両方の規制を遵守するために再試験や書類の二重提出などの事務負担が増加している。	民間団体	厚生労働省 経済産業省 環境省	我が国において新たに製造又は輸入される化学物質（新規化学物質）について、その製造又は輸入を開始する前に、化学物質審査規制法に基づき、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣（三大臣）に対して届出を行い、届出とともに提出される有害性試験の結果の審査によって規制の対象となる化学物質であるか否かを判定するまでは、原則として、その新規化学物質の製造又は輸入をすることができません。	現行制度下で対応可能	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）	我が国は、経済協力開発機構（OECD）の加盟国間における試験結果の相互受入（Mutual Acceptance of Data: MAD）に参加しており、OECDテストガイドライン及びGLP（Good Laboratory Practice: 優良試験所基準）に基づくデータであれば、他国にて規制目的で作成された試験結果でも受け入れております。
41	9月30日	11月1日	11月29日	貿易・投資	日本郵便のEMS集配車に対する平等な駐車規制の適用	日本郵便の国際スピード郵便（EMS）に対して、他の事業者のエクスプレスサービスと公平に駐車規制を適用すべきである。 【提案理由】 警察庁は日本郵便のEMSも駐車規制対象になることを明言したにもかかわらず、EMS集配車には事実上駐車規制が適用されていない。日本郵便のEMSと民間の国際エクスプレス事業者との競争条件は不公平であり、駐車規制の取扱いの違いはそのままの1つである。	民間団体	警察庁 総務省	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、道路標識等を設置及び管理して、駐車禁止規制等の交通規制を行うことができることとされています。 駐車禁止規制等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うこととされ、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができるとされています。	事実確認	道路交通法第4条第1項及び第2項 都道府県公安委員会規則 郵便法第11条、第14条	EMSが混載又はEMSのみを集配する車両については、駐車除外の対象とならないことから、今後も適切に駐車規制を適用してまいりたいと考えております。
42	9月30日	11月1日	11月29日	貿易・投資	化粧品及び医薬部外品の輸入手続きの簡素化	化粧品及び医薬部外品の輸入には、例えば下記に挙げたように、他の手続きと重複したり、不必要と思われる手続きがある。こうした手続きの廃止・簡略化を検討し、輸入業者が負担している書類作業と時間を緩和すべきである。 【提案理由】 化粧品と医薬部外品は薬事法のもとで輸入されるが、税関で製品の製造販売承認書を提出後、あるいは届け出後、同様の輸入申告書類（製造販売用化粧品/医薬部外品輸入届）を提出するよう求めている。厚生労働省はまた、化粧品、医薬部外品の輸入業者が製造販売業許可を更新する都度、輸入変更届の提出を求めている。	民間団体	厚生労働省 財務省	化粧品及び医薬部外品を業として輸入する場合、地方厚生局で確認を受けた輸入届書を税関で提示することにより通関が可能であり、別途税関で製品の製造販売承認書を提出することは求められません。 届出事項として、1製造販売業の許可年月日があり、これに変更があった場合には変更届出を提出することとされています。	【税関での提示書類について】 【輸入変更届出について】 検討に着手	医薬品等及び毒劇物輸入監視協力依頼について （平成25年4月22日薬発第0422第2号）第2の1（1）イ 薬事法施行規則第94条	輸入届及び輸入変更届については、平成26年度中に電子化できるように予算要求中です。電子化が実現すれば、現在輸入変更届出の際に提出を求めている過去の輸入届書の写しは不要となる。業許可更新に伴う変更届出を一括で行えるようになるため、大幅に輸入変更届出の手続きを簡素化できます。
43	10月16日	12月6日	12月25日	貿易・投資	安全保障貿易管理に係る法体系の整理・簡素化	【要望の具体的な内容】 安全保障貿易管理の法体系を外為法その他の法体系と区分の上、整理・簡素化し、理解しやすいものとするべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 安全保障貿易管理は、対内直接投資等とともに外為法において規定され、関連する多くの政省令、通達によって履行されている。 ＜要望理由＞ 現在の法体系は、①重層的で例外規定の多い複雑な体系を辿らないと規制対象の特定が困難である、②法令が追加・改正され理解が容易でない、③運用・解釈の一貫性が必ずしも確保されていないなどの問題がある。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 理解しやすい法体系とすることによって、限られた資源で効果ある管理が可能となる。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省	安全保障貿易管理に係る規定は、外国為替及び外国貿易法（外為法）及び関係政省令、通達により、履行されております。具体的には、貨物の輸出に関しては、外為法第48条、役務の取引に関しては、同法第25条で規定され、それぞれ輸出貿易管理令、外国為替令等により、その規定の詳細が示されております。	現行制度下で対応可能	外国為替及び外国貿易法、他関係政省令等	外為法は、外国為替、外国貿易その他の対外取引の正常な発展並びに国際社会の平和及び安全の維持のために、必要最小限の管理又は調整を体系的に図っているものであります。現状、安全保障貿易管理の法体系をその他の法体系と区分することが必要となるような、実務上の支障はないと考えております。米国の法体系等と比較しても、比較的わかりやすいものとなっているのではないかと考えます。現在、東アジアの安全保障に係る懸念が大きくなってきている点、現状の法体系の中で、運用面等でわかりやすい工夫を進めてまいります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要（対応策）
44	10月16日	12月6日	12月25日	貿易・投資	市販を前提とする暗号装置等の輸出等に係る許可不要化	<p>【要望の具体的内容】 市販開始前の暗号装置・プログラムについても、市販を前提とする場合は、市販暗号装置・プログラムと同様、リスト規制非該当とし、輸出等に係る許可を不要とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 市販暗号装置・プログラムは、輸出等にあっては許可不要とされているが、市販前の暗号装置・プログラムは、市販を前提とする場合であって、市販時の仕様・性能が変わらないとしても、許可が必要とされている。 ＜要望理由＞ 近年、情報通信機器や家電品など多くの製品に暗号機能が組み込まれている。それら製品については、開発の最終段階において、海外規格への適合性評価、海外での接続テストなどのために輸出等が必要となるが、市販前であるために、その都度、許可が必要であり、かなりの時間を要する。暗号装置・プログラムを市販するか否かは、技術的仕様とともに、開発段階で既に決定しており、市販を前提としていることが確認できるものについては、許可を不要としても、国際的な平和と安全の維持を妨げることはならないと考えられる。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 海外規格への適合性評価、海外での接続テストなどのために許可申請を行う件数は、暗号製品・プログラムを取り扱う各企業あたり、年間数十件から100件程度になると推定される。許可が不要となれば、当該企業の負担は大幅に軽減される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	暗号装置・プログラムについては、「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」第8条第9号等において、市販されるものについては、除外規定がもうけられております。	対応不可	外国為替及び外国貿易法、他関係政省令等	本件規定については、国際的な通常兵器等の輸出管理レジームであるワッセナー・アレンジメントにおいて合意された事項を規定しているものであります。市販開始前のものについては、何をもって、市販を「前提」としているか判断できるかが問題となります。開発の最終段階で、仕様が市販用として決まっても、実際に市販出来るかどうか、仕様の変更が全くないかの保障はないと考えます。現状、市販が決まっていることが、公知の事項となっている場合（カタログやWeb等で周知している等）は、除外されるという解釈で運用しております。
45	10月16日	12月6日	12月25日	貿易・投資	緊急時における海外子会社への輸出等に係る許可申請手続の簡素化	<p>【要望の具体的内容】 海外子会社において事故が発生した場合など緊急時の輸出等については、輸出者自身が包括許可を既に受けているなど自主管理が可能と看做される場合には、個別許可・包括許可のいずれにおいても申請提出書類の簡略化など簡易な手続を認めるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 輸出しようとする貨物、提供しようとする技術が軍事情報の可能性がある機密な貨物等に該当する場合、事前に許可を受けなければならない。輸出者自身が自主管理の下で個々の契約や輸出等に関して安全確保面からのチェックが可能と看做される場合には、一定の範囲について包括的に許可を受けることができる。 ＜要望理由＞ 海外子会社においてプラントの老朽化等に伴い事故などが発生した場合、補修品や代替品等の輸出や技術の提供が緊急に必要となる場合がある。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 簡易な手続で許可を受けることができれば、緊急時に迅速な対応が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	「外国為替及び外国貿易法」第25条及び第48条では、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあると認められる高度な貨物や技術を輸出する者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないと定められています。 大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして規制対象となる貨物及び技術は、「輸出貿易管理令」別表第1及び「外国為替令」別表で定められており、これらの輸出許可申請には、個別許可申請と包括許可申請があります。 個別許可とは、特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出に限り許可可能な特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を特定の外国において提供することを目的とする取引を行うおそれのある居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引について有効となる輸出許可です。 また、包括許可とは、特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について一括して許可を行うもの及び特定国において特定の技術を提供することを目的とする取引又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引について一括して許可を行うものです。包括許可には、一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可、特別返品種等包括許可及び特定子会社包括許可の5種類があります。	現行制度下で対応可能	外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第48条第1項 外国為替令第17条、別表	補修品や代替品等の輸出や技術の提供が緊急に必要となる場合にあっては、輸出許可申請の際に個別にご相談いただければ、状況に応じて検討させていただきます。 実際に、2011年に発生したタイ洪水被災の際には、過去輸出許可を経て輸出した貨物の補修品や代替品等の輸出をする場合の個別許可申請について、申請提出書類の大幅な簡略化をいたしました。また、被災に関連した補修品や代替品等の輸出にあたっての特定包括許可申請についても、申請条件の緩和等を通じて、迅速に対応いたしました。
46	10月16日	12月6日	12月25日	貿易・投資	貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	<p>【要望の具体的内容】 貿易保険法第57条は、「政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出手形再保険以外の貿易保険を引き受け、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額一定の金額に達するまで、当該引受けにより日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。」と規定されている。この政府による再保険を民間保険会社にも開放すべきである。 ＜要望理由＞ 民間が参入している短期貿易保険分野において、民間再保険マーケットでは引受けできないリスクがあり仕向国が紛争地域である場合など、現状の制度のもとでは、保険の提供ができない場合がある。このような場合、政府の再保険を利用できることにより、民間保険会社の業務範囲の拡大を図ることが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	我が国の貿易保険の実施体制については、平成13年4月に政府（経済産業省）から実施部門を分離し、独立行政法人日本貿易保険が創設され、貿易保険の実施機関として、外交上得られる情報も含めたカンパニーリスク情報や踏まえたリスク審査、政府への政策的意図の確認を含む引受事務、保険事故発生後における債権管理や回収等に係る事務等の実施業務を行っています。一方で、政府とNEXIとの再保険制度により、NEXIの引き受けるリスクのほとんど（約9割）は、政府の貿易再保険特別会計が引き受けており、国の事業として一体的な事業運営がなされています。	対応不可	貿易保険法第57条	ご要望に配慮しつつ、現行法上可能な取組として、2011年1月より、一定の条件を設けた上で、日系海外子会社の第三国向け輸出等について、NEXIが日系損害保険会社の現地子会社などからの再保険引受け（海外フロントリング）を行う新たな取組を導入しており、引き続きその積極的な運用を図ってまいります。 また、民間事業者の事業機会の拡大のための取組としては、利用者の利便性向上のため、NEXIと民間保険との協調保険や、NEXIから民間保険会社に対する業務委託等の措置を既に実施しています。 以上のほか、法制面の措置を要する取組については、今後、その必要性・妥当性を含め適切に検討してまいります。
47	10月16日	12月6日	12月25日	貿易・投資	特定原産地証明書発給における自己証明制度の導入	<p>【要望の具体的内容】 特定原産地証明書発給の手続に關し、優良な製造業者に限り、自社の証明書を提出することで申請が終了するような簡素化をすべきである。現在、自己証明制度はスイス、ペルー、メキシコとの間のEPAIにおいて認められているにすぎない。既存の全てEPA、日中韓FTA、RCEP等今後締結が想定されるEPAIにおいて、自己証明制度を導入すべく、交渉/再協議を行うことを求める。 【規制の現状と要望理由等】 特定原産地証明書発給の申請をする場合、対象貨物を構成する細かい部品について詳細な書類の提出が必要となっている。したがって、社内や調達先の事務作業が膨大なものとなっており、適用を断念せざるを得ないケースもある。そこで、優良な製造業者に対しては自社の証明書の提出によって申請が完了すべきである。 簡易化することにより、各国との間に締結したEPAの活用拡大が望める。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	経済産業大臣の認定を受けた輸出者が、自ら原産地証明書を作成することができる認定輸出者制度については、現在、日スイス、日ペルー、日メキシコEPAIにおいて導入されています。	検討に着手	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律	産業界の要望等を踏まえ、新規EPA交渉、既存EPAの再協議において、相手国の事情・要望等を考慮しつつ、他条件とも連携し、同制度の導入、拡大に取り組みまいります。また、輸出産品を構成する細かい部品の取扱いについては、部品一点一点ではなく、生産工程等の実態を踏まえて、「ある程度のまとまりとしての部分品」として管理することができる旨の例示を資料等で紹介しておりますが、引き続き、簡素化も含めた利便性の向上について検討してまいります。（参考）「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」 http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boeki/kami/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	当該法令等
48	10月16日	12月6日	1月17日	貿易・投資	輸入麦の売渡制度、砂糖・でん粉の価格調整制度、豚肉差額関税制度の見直し	<p>【要望の具体的内容】 我が国産業者の競争力・体質強化を図るとともに、消費者負担から納税者負担への移行等の検討を進め、現在国産業者と日韓資源作物等の生産振興との目的で消費者から徴収されているマークアップや調整金の見直し、消費者や消費者の負担を軽減するとともに、この一環として、豚肉の差額関税制度の抜本的見直しも検討すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 外国産小麦については、国家貿易の下で政府が一元的に輸入し、過去の一定期間における買入価格の平均値に年間固定のマークアップを上乗せした価格で消費者に売り渡されており、このマークアップ相当分が国内産業者の生産振興のための助成費および外国産業者の売渡を行うために必要な政府管理経費に充当されている。砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している（価格調整制度）。</p> <p>しかし、マークアップや調整金は、消費者、ひいては消費者の負担となっているほか、国内産の生産増大（外国産の輸入減少）や制度の対象とならない小麦調製品・加糖調製品等の輸入増大等が起これば収支の悪化から財源不足に陥る懸念があるなど、不安定な制度設計となっている。また、豚肉の差額関税制度についても、その適正な運用に取って2012年4月に豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等が図られたところであるが、制度自体が不正行為を誘因している面も少なくないとの指摘もある。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省 農林水産省	<p>【輸入麦の売渡制度】 外国産小麦については、国家貿易の下で政府が一元的に輸入し、過去の一定期間における買入価格の平均値にマークアップを上乗せした価格で消費者に売り渡されています。徴収したマークアップは、国内産業者の生産振興対策や不測の事態に備える財源として、生産者及び製造業者等に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。</p> <p>【砂糖・でん粉の価格調整制度】 砂糖・でん粉については、価格調整制度の下、輸入糖・コーンスターチ用輸入とうもろこし等と国内産品との内外コスト格差を是正するため、 ①輸入糖・コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、これを主たる財源として、生産者及び製造業者等に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。</p> <p>【豚肉差額関税制度】 豚肉の差額関税制度は、 ①輸入品の価格が524円/kg以下るときは、基準輸入価格(546.53円/kg)に満たない部分を関税として徴収すること、国内産業者を保護する一方、 ②輸入品の価格が524円/kgより高いときは、従価税(4.3%)を適用することにより、輸入品の関税負担を軽減し、消費者の利益を図るという仕組みです。</p>	<p>【輸入麦の売渡制度】 小麦は、国民に対する供給熱量の13.7%を占める主要食糧ですが、我が国の国土条件の制約等から、需要量の約9割を輸入に依存せざるを得ない状況です。このため、マークアップの適切な運用を通じ、国内生産者の経営努力では埋められない国内の競争条件の格差を是正を図るとともに、徴収したマークアップは、国内産業者の生産振興対策や不測の事態に備えた輸入業者の経営経費などの財源に充当しています。マークアップの水準については、表輸入製品の増加等により国内の食品産業が弱体化しないよう、表関連産業者の国際的な価格競争力の確保の必要性を十分踏まえて、また、円滑な国内産業者の流通が確保されるような内外表価格差を勘案し、適切に設定してまいります。</p> <p>【砂糖・でん粉の価格調整制度】 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第五条、第十九条、第二十一条、第二十七条、第三十二条、第三十五条、 【豚肉差額関税制度】 豚肉の差額関税制度は、国内産業者の保護と消費者の利益の確保という二つの課題に対処するための仕組みとして設置されたもので、本制度については、これまで、生産者、関係業者及び消費者と意見交換を行ってきたところであり、今後の制度のあり方については、TPP協定発効参加に関する衆参両院の農林水産委員会決議やWTO等の国際交渉の進捗状況も踏まながら検討すべきものと考えています。また、豚肉の不正輸入の防止については、財務省においては、引き続き、輸入申告に係る審査・検査の充実に取り組み、農林水産省においては、食肉関係業者に対して法令遵守の徹底を指導するなど、厳正に対応しているところであります。</p>	
49	10月16日	12月6日	1月17日	貿易・投資	海外からの廃棄物の処理の迅速化	<p>【要望の具体的内容】 海外から廃棄物を輸入する際の手続きを迅速化すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 海外から廃棄物処理法上の廃棄物を輸入する者は、環境大臣の許可を受けなければならない。しかし、環境省の審査期間は、2〜4か月と長期間に及ぶだけでなく、同一内容の廃棄物の輸入を年2回以上行なう(有効期限(成長1年)が切れた一括許可の再申請を含む)にも制限の期間を要する。そこで、例えば有効期限が切れた一括許可の再申請の際は、有効期限内に問題等が生じなかった場合に手続きを合理化する等により、環境省の審査期間を短縮し、廃棄物輸入手続きを迅速化すべきである。これにより、海外からの廃棄物輸入が促進され、①国内の廃棄物処理産業の強化、②海外(特に途上国)における廃棄物による環境汚染防止が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)第15条の4の5に基づき、廃棄物を輸入しようとする者は環境大臣の許可を受けなければならない。環境大臣は、第15条の4の5第3項に従い、次の要件に適合していると認められる場合に、申請を許可することになります。 ①その輸入に係る廃棄物(以下「国外廃棄物」という。)が国内において適正に処理されると認められることであること。 ②申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができることと認められること。 ③申請者がその国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあっては、その国外廃棄物も国内において処分することにつき相当の理由があると認められること。 同一内容の廃棄物の輸入を一年間二回以上行おうとする者は、廃棄物処理法施行規則第12条の12の20第2項に基づき、一年を上限として、一括許可を受けることができます。平成24年度は7件が許可されています。そのうち、過去に許可された案件と同一の案件は4件でした。当該4件において、申請者が環境省に申請書類を提出してから許可を出すまでの所要日数の平均は約10日でした。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の4の5 同法施行規則 第12条の12の20 同法施行規則 第12条の12の21 ①一般廃棄物又は産業廃棄物又は産業廃棄物の輸入の許可に係る審査基準等(環境省令第050307001号)</p>	<p>過去に許可された案件と同一の案件の場合においては、過去の許可時の審査内容及び過去の許可に基づく実際の輸入・処分実績を踏まえて審査を行うことができたため、一般に、初回の申請に比べて、審査期間が短縮されることとなります。 平成24年度に許可された案件のうち、過去に許可された案件と同一の案件は4件でした。当該4件において、申請者が環境省に申請書類を提出してから許可を出すまでの所要日数の平均は約10日でした。したがって、迅速な審査が実施されていると考えています。</p>
50	10月16日	12月6日	1月17日	貿易・投資	石炭灰の輸出に関する審査基準の緩和	<p>【要望の具体的内容】 石炭灰の輸出について、輸出先で再生利用されることが確実な場合には、相手国における環境法の遵守を確認することをもって日本国内の審査基準を緩和すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 廃棄物処理法では、産業廃棄物を輸出する場合、我が国の処理基準を下回らない方法で、輸出先において処理されることが求められる。このため、海外で循環資源として利用するニーズがあっても、再生利用を行う輸出先企業の理解が得られず、廃棄物にならないケースがある。経済のグローバル化に伴い、産業廃棄物を含め、循環資源をポータレスに再利用していく動きは今後一層拡大していくものとみられる。こうしたなか、石炭灰など、他国において安定的な需要のある循環資源については、輸出先で環境汚染の生じないことを担保しつつ、ポータレスな有効利用を進め、行こうとする、国際的な資源節約や3Rの推進に繋がる。</p> <p>なお、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(2013年5月閣議決定)において、石炭灰は「他国における安定的な需要のある循環資源」に位置づけられ、「輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合においては、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、手続の迅速化を講じること等により、輸出の円滑化を図る」とされたところである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	<p>産業廃棄物を輸出しようとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)第15条の4の7に基づき、環境大臣の確認を受ける必要があります。 具体的には、廃棄物処理法第15条の4の7第1項に基づき、環境大臣は、次の要件等に該当するものであることについて、確認することになります。 ①輸出の相手国において再生利用されることが「確実であること」 ②国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが「確実であること」 ③申請者が法的な処理責任を担った者(産業廃棄物 事業者(自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。))又は、都道府県及び市町村であること 平成25年5月に閣議決定した「第三次循環型社会形成推進基本計画」においては、石炭灰などの循環資源については、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合については、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、手続の迅速化を講じること等により、輸出の円滑化を図ることとしています。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の4の7 同法施行規則 第12条の12の21 ①一般廃棄物又は産業廃棄物又は産業廃棄物の輸入の許可に係る審査基準等(環境省令第050307001号)</p>	<p>廃棄物の輸出については環境大臣の確認が必要とされていますが、これは、廃棄物の国内処理の原則を具体化するとともに、国外で安易な処理が行われることにより国内の排出事業者責任が空回りし、国内での適正処理に支障を及ぼすことを防止する観点から定められたものです。このため、石炭灰を輸出する際の相手国と、国内の処理基準とを適合する方法で処理されることが必要であり、相手国における環境法の遵守を確認することをもってこれを担保することとはできません。ただし、石炭灰等、我が国での利用量に限界がある一方で、他国における安定的な需要のある循環資源については、審査方法の改善等により手続の迅速化等が可能か今後検討してまいります。</p>
51	10月17日	12月24日	1月17日	貿易・投資	現在の入国管理法、外国人実習生受入れ法の一部改正について	<p>現在の法律では、日本入国申請に記載した職種が異なる職種で実習生として勤務した場合、目的外近労務となり国外退去となります。近年、受入企業において営業状況の変動が大きく、実習生を受け入れたものの業種不振と成る会社も少なくありません。実習生は、日本で働くに何ヶ月も日本語研修を行い、健康検査を受け、渡航費用を親戚等より工面。あるが、日本の企業に受入企業や受入組合の都合で帰国を命ぜられることがあります。このような場合、帰国後の必要な手続きを行えば業種の変更を認められた場合に現行法の改革をお願い出来ませんが要望いたします。</p>	法務省 厚生労働省	個人	<p>技能実習制度において、職種の変更は認められていません。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第2条第20条の2、別表第一 出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令</p>	<p>技能実習制度は、我が国で開発されなかった技能等の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う人づくりに寄与することを目的とするものです。 同制度においては、技能実習生が効果的、効率的に技能等を修得できるようにするため、人材育成の観点から、実習終了時の到達目標等も含めて技能実習計画を策定し、当該計画に基づいて実習を実施する必要があります。製造業が否かにかかわらず、実習の途中で職種の変更を認めることは困難です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要（対応策）
52	10月22日	12月24日	11月17日	貿易・投資	新KS/RA制度の運用見直し	【要望内容】 日本のAEO制度と米国のC-TPATが相互承認されていることを踏まえ、新Known Shipper/Regulated Agent (KS/RA)制度の要件については、AEO(C-TPAT)の要件水準と類似して頂きたい。また、現行の米国向けだけでなく金目地への適用例(2014年4月〜)に、空港における貨物のセキュリティ検査が急増し、航空貨物が滞留する可能性が危惧されることから、空港におけるセキュリティ検査の設備・体制を強化するなど、適切な対応を取って頂きたい。 【提案理由】 当提案は、新KS/RA制度への対応として、国土交通省航空局より特定航空貨物運送事業者(RA)としての認可を受けた航空フォワーダーから、特定荷主(KS)としての認定を受ける為の作業を本年5月末までに完了させた。しかしながら、米連邦保安庁(TSA)によるヴァリデーション(委任性確認)を受けて、航空局は、急激にKS認定後に荷主要件に追加・変更を加えたことにより、非常に限られた時間内で、新たな設備投資や人的リソースの確保が不可避となり、KSの負担が増加したと共に、物流現場のオペレーションにも混乱が生じている。また、TSAによるヴァリデーションは今後も行われることから、新KS/RA制度の要件に必要な要素が加えられ可能性も危惧される。テロ防止のための税関産業連携プログラム(C-TPAT)が確立されている。また、日本においても、財務省は、国際物流におけるセキュリティ確保と貿易円滑化の両立の観点から、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制を整備された企業をAEO事業者として認可している。C-TPATは、グローバル企業の特長を活かした物流の確保を促進する観点から日本のAEO制度と相互承認が行われており、日本のAEO認定事業者には税関検査の軽減や当局によるヴァリデーションの簡素化といったベネフィットが与えられている。つまりは、新KS/RA制度の要件についてAEO(C-TPAT)の要件水準へと類似されることを望ましく、これにより、新たな設備投資及び人的リソースの確保の負担など、両主の負担軽減に繋がり、ひいては国際競争力の強化に寄与するものと考える。 *なお、今後、航空輸送と同様に、貨物量が非常に多い海上輸送についても(米国海上コンテナ100%検査法)によって全量スクリーニングの対象となること becoming していることから、AEOとC-TPAT認定者への海上貨物セキュリティ検査が免除される様、相手国当局との交渉を進めて頂きたい。	一般社団法人 日本自動車工業会	国土交通省 財務省	我が国では、相次ぐ国際的なテロ事案の発生等を踏まえ、ICAO国際標準に適合した、国家民間航空保安プログラムを策定し、航空保安対策を実施しております。その中で、航空貨物の保安体制については、航空貨物のセキュリティレベルの維持と、物流の円滑化・効率化の両立を図る観点から、平成17年に、同プログラムにおいてKnown Shipper/Regulated Agent(KS/RA)制度を設け、同制度により、航空機搭載前までに、特定荷主、RA事業者又は航空会社において全ての航空貨物の安全性を確認することとしております。 他方、米国では、米国同時多発テロ事件(9.11)を機に、米国9.11委員会勧告実施法を制定(平成19年8月)、米国向け旅客保護措置物について、貨物を発送する空港で、ピース箱に100%爆発物検査を実施することが義務づけられました。このため、航空局として、9.11委員会報告実施法の施行による物流の混乱を回避すべく米国と交渉し、その結果を踏まえ、KS/RA制度を強化することとしました。基準の強化された新KS/RA制度は、平成24年12月1日に米国の認証を得て、運用を開始したところです。	対応不可	国家民間航空保安プログラム	新KS/RA制度は、我が国の出発空港において、航空貨物に対する100%爆発物検査に代わるものとして米国から認証されたものです。よって、米国の国内法に基づく制度であることから、我が国が独自に制度を改正すべきものではありません。 なお、AEO制度との関係においては、KSの認定要件のうちAEO制度と重複する項目は控除する等、米国及び財務省関税局と調整したものとっております。
53	10月22日	12月24日	11月17日	貿易・投資	保税工場・保税蔵置場に係る許可期限の通知	【要望内容】 保税工場・保税蔵置場の許可の期限切れに伴う更新手続きに関し、許可期間内に所管機関からの通知連絡や、NACCS上で期限表示といった更新手続きの忘れ防止策を検討頂きたい。 【提案理由】 *保税工場・保税蔵置場は、所管税関より最大6年間の許可期間が認められているが、更新手続きを怠った場合、保税工場・保税蔵置場の搬入が即時不可となる。生産計画にも支障が生じ、影響が大きい。 *忘れ・起因する甚大な経済損失を避け、更新時期の確実な把握の為、NACCSにより更新時期に関する通知がされるよう、機能拡充を要する。 *NACCSセンターは民営化されたが、税関管理下にある電算システムであり、税関もこの電算システムを活用している為、財務省として検討頂きたい。	一般社団法人 日本自動車工業会	財務省	保税蔵置場等の保税地域は、当該保税地域の許可を受けようとする事業者を税関長に提示し、必要の確認等を税関長が許可を受けるものとなっております。また、許可を受けた者の選択により、当該許可の期間を更新することも可能となっております。なお、当該許可の期間が満了した場合は許可の失効となります。	事実誤認	関税法第42条、第43条 関税法施行令第35条、第36条 関税法基本通達42-10	保税蔵置場等の保税地域は、被許可者が企業経営を行う上で、その機能を必要として自ら申請を行い許可を受けているものであり、許可の期限が到来するにあたって、保税地域の制度を利用した企業活動を継続するために許可を更新するかどうかは被許可者の企業経営上の選択であることから、許可期間については、被許可者が経営管理する上で、自ら管理するものと考えます。 また、税関においても許可の更新の際に各保税蔵置場等の現況の確認や検査等を実施する必要があることから、税関の業務配置上、各保税蔵置場等の許可期間について当然管理しているところであり、許可の期限が到来する各被許可者から期間延長の有無等何ら連絡がない場合には事情を聴取するため、各被許可者に対し税関から連絡を行っていることと見なしております。 なお、本提案のような、国の規制と関係のないNACCSの機能拡充に係る要望については、国ではなくNACCSを運営している輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)に提案し、NACCSセンターとの間で検討していただく事項となります。
54	10月22日	12月24日	11月17日	貿易・投資	保税蔵置場の保税管理資料取出し忘れの緩和	【要望内容】 保税蔵置場の保税管理資料の管理・保管に関し、NACCSからの取出し忘れの処分の緩和を図って頂きたい。 また、忘れ防止と利便性の向上の観点から、NACCSからの取出しが未完了の場合、NACCSより通知・警告が出るよう機能拡充を要する。 【提案理由】 *保税台帳管理が保税管理要件であることは理解しているが、自ら搬入データをNACCSに送信し、搬入データも自らNACCSにデータ送信して管理しているにもかかわらず、送信データの資料取出し・管理・保管も義務付けられており、保税管理者の負担が大きい。また、保税管理資料保存サービスの利用負担も生じている。 *データ管理は、NACCSより取出し保管への、取出しを忘れた場合、搬入停止処分となり、生産体制にも影響が及ぶ。 *甚大な経済損失を避ける為、保税管理資料取出し忘れによる搬入停止処分の緩和を要する。 *また、保税管理資料の取出し忘れ防止の為、NACCSからの取出しが未完了の場合、NACCSより通知・警告が出るよう機能拡充を願っていた。 *NACCSセンターは民営化されたが、税関管理下にある電算システムであり、税関がこの電算システムを活用して監査・処分を実施している為、財務省として検討頂きたい。	一般社団法人 日本自動車工業会	財務省	保税台帳の確実な記帳・管理・保存は、左記提案内容に示されているとおり保税蔵置場等の被許可者における重要な許可要件また責務であり、関税・消費税等が未納状態の外国貨物等を搬入・保管できる特別な場所である保税蔵置場等における重要な責務です。 その一方で、保税蔵置場等の被許可者の利便性を考慮し、電磁的記録による帳簿の保存の届出を行うことにより、NACCSから定期的に自動配信される保税管理資料ファイルを保存することにより、保税台帳とすることを可能としています。	事実誤認	関税法第34条の2、第43条、第48条 関税法基本通達34の2-4 輸出入・港湾関連情報処理センター	保税台帳は本来、貨物の搬出入等を行うごとに記帳し保税蔵置場等へ常時備え付けておくべきものですが、左記制度の現状の取扱いでは、NACCSから配信される保税管理資料ファイルが被許可者が使用する電子計算機に備えられた磁気ディスク等に収録、保存することにより、保税台帳として認めているものです。 上記及び左記制度の現状の前記より、保税管理資料ファイルが保税台帳とする場合には、磁気ディスクへの収録、保存を行うことが被許可者の重要な責務であり、それを怠ることは、保税台帳への記載の怠失、あるいは保税台帳の未備置と同様であり、関税法第34条の2に違反するものであることから、同法第48条の処分対象となるものです。 そのため、保税蔵置場等の被許可者においては、左記提案内容にある保税管理資料の取出し等保税台帳の記帳・管理・保存をはじめ、確実な保税業務の運営を行うために標準作業手順の整備、社内教育を充実させ、保税台帳への記帳ミス等事故を未然に防止する体制・環境を構築していただくよう、よろしくお願いたします。 なお、本提案のような、国の規制と関係のないNACCSの機能拡充に係る要望については、国ではなくNACCSを運営している輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)に提案し、NACCSセンターとの間で検討していただく事項となります。
55	10月26日	12月24日	11月17日	貿易・投資	シャツやズボン、古着等の家庭用品品質表示法に基づく繊維製品の品質表示規定の緩和について	現状、シャツやズボン、古着等の衣類には家庭用品品質表示法に基づく繊維の名称を示す用語や洗濯の総表示、表示した者の「氏名又は名称及び住所又は電話番号」を付記したタグを縫い付けて販売しないといけない。 しかし、古着屋では海外から買付けたものが多いためか、一切タグが付いていなかったり、付いていても海外のルールで作成された繊維の名称が英語のままや洗濯の総表示日本工業規格に適用していないものばかりが売られている現状である。(おそらく、古着の業者はいちいち単品の安い古着に縫い付けるような手間がかかることとしていないためと思われる) TPPでこれからも海外製品が輸入されることを考えると、日本独自のルールを撤回したは緩和して、世界で多く出回っているルールにしていただきたい。	個人	消費者庁 経済産業省	家庭用品品質表示法は、日本国内で販売される家庭用品に対して適用された法律であり、輸入品も対象となります。シャツ及びズボンについては、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程において、次の事項を表示することが求められています。 ① 繊維の組成 ② 家庭洗濯等取扱方法(洗濯総表示) ③ 表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号 なお、中古衣料(リサイクル品)の場合、消費者に対して中古衣料である旨を明示し、繊維の組成等の判別が困難である旨を説明した上で販売するものについては、家庭用品品質表示法の対象としていません。	現行制度下で対応可能	家庭用品品質表示法 家庭用品品質表示規程	消費者利益の確保のためには、輸入品についても、消費者が理解可能な方法で必要最低限の品質表示を義務付けることが重要であると認識しております。また、繊維製品については、日本工業規格(JIS) L0217(繊維製品の取扱に関する表示記号及び表示方法)で規定された洗濯総表示を表示すること家庭用品品質表示法で義務付けていること。現在、国際規格であるISO 3758(繊維一記号による取扱表示コード)との整合性の確保に向けて新しいJISの制定が検討されています。洗濯総表示に関する新しいJISが制定された際には、家庭用品品質表示法においても当該新JISに基づく洗濯総表示を表示するよう、所要の見直しを行う予定です。 なお、中古衣料(リサイクル品)の場合、消費者に対して中古衣料である旨を明示し、繊維の組成等の判別が困難である旨を説明した上で販売するものについては、購入に際し品質の識別が著しく困難なものであるため家庭用品品質表示法の対象とはなりません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
56	10月26日	12月24日	1月17日	貿易・投資	サングラスの家庭用品品質表示法に基づく表示規程の緩和について	<p>サングラスを販売するには、家庭用品品質表示法に基づく細かな表示規程(レンズ、わくの材質、可視光線透過率、紫外線透過率等)がある。</p> <p>海外で販売されているサングラスにはこのような表示を見かけたことがなく、また日本で販売されているものはレンズ・わくの材質ぐらいいは書いているものがあるが、可視光線透過率、紫外線透過率がなかったり、まったく表示すらされていないものを多く見かける。</p> <p>おそれ、可視光線透過率、紫外線透過率を計測する方法が不明なことが原因と思われる。可視光線透過率、紫外線透過率を計測するのに高価な専門機器や専門の担当者が必要とするなら、それらが販売価格に転嫁されていることが予想され、消費者にとっては好ましくないため、表示事項の記載の削除、緩和をしてほしい。</p> <p>消費者としては可視光線透過率、紫外線透過率のような数字を見てよく分からないので、使用目的別の目安などを言葉で示すようなルールにしてほしい。</p> <p>http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/zakka/zakka_24.htmlに記載しているような、単に「サングラス」「偏光サングラス」「ファッション用サングラス」という定義のみでは分かりやすいと思う。上記のような区分に分けるための調査・測定について、海外サングラスなどでは海外ブランドのメーカーの公表値等を参考にできるようにしてほしい。メーカーが一番しっかり把握しており、輸入者が再度計測する必要はないと考える。また、現在の計測方法はかなり拙く、計測する担当者によって個人差が生じると思われるため。</p>	個人	消費者庁 経済産業省	<p>サングラスについては、家庭用品品質表示法に基づく雑貨工業品品質表示規程において、次の事項を表示することが求められています。</p> <p>①品名 ②レンズの材質 ③わくの材質 ④可視光線透過率 ⑤紫外線透過率 ⑥使用上の注意 ⑦表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号</p> <p>上記①品名の表示方法は、その機能に応じて「サングラス」「偏光サングラス」又は「ファッション用サングラス」と表示することとなっています。また、④可視光線透過率及び⑤紫外線透過率の表示方法は、それぞれJIS T8141(「透光保護具」)に定められた試験方法により測定した数値を表示することとなっています。</p>	検討を予定	家庭用品品質表示法、 家庭用品品質表示法施行令、 雑貨工業品品質表示規程	<p>サングラスは、光から目を保護するためにレンズを透過する光量を低減する性質を有するところ、低減する光量によって視界の明暗が異なることから、レンズを透過する光量を表すものとして可視光線透過率を表示事項としています。また、紫外線透過率は、紫外線による人体への影響を考慮して、安全性確保の観点から表示事項としています。</p> <p>いずれの表示事項も消費者の商品選択や合理的使用に資するものと認識しておりますが、サングラス、偏光サングラス又はファッション用サングラスといったそれぞれの製品特性に応じ、一律に義務付けるべき最低限必要な表示事項であるのか、また、その表示方法が消費者にとって理解できる内容となっているのかという点について、今後の見直しの対象とし、頂いた御意見も踏まえて検討します。</p>
57	10月28日	12月24日	1月17日	貿易・投資	外国人の在留資格の緩和	<p>現状では外国人労働者が働くことが認められていない、小売店での労働を認められたい。</p> <p>現在の外国人の在留資格は27種類があるが、就労活動は一部の高技能以外は認められていない。例えば、修士の在留資格で店員としてアルバイトをしている外国人が優秀なので、卒業後も継続して勤務してもらいたくても在留資格がないため、就労が認められない。</p> <p>今後、日本の労働力人口が減少していく中で、外国人労働者を活用していくことがグローバル社会で企業が生き残っていくために重要なことであると考える。</p> <p>多様な人材がいろいろな場面で就労できるように規制改革を行っていただきたい。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 厚生労働省 経済産業省	<p>我が国において就労しようとする外国人については、各々の在留資格の範囲内での就労活動が認められています。</p>	対応不可	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号、第19条第1項及び第2項、第20条、別表第一 出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	<p>外国人労働者の受入れについては、専門的・技術的分野の外国人は、我が国の経済社会の活性化に資すると認められる観点から、積極的に受け入れることとしている反面、単純作業を行うような外国人労働者の受入れは認めない、という方針に基づき、出入国管理行政を行っています。</p> <p>外国人労働者の受入れの在り方については、国内経済や労働市場、治安問題等広く国民生活に様々な影響を与えるものであり、国民的コンセンサスを踏まえて政府全体で検討する必要があるものと考えます。</p>
58	10月29日	12月24日	1月17日	貿易・投資	寄港地上陸許可手続の運用改善	<p>寄港地上陸許可手続きの運用完全</p> <p>(a)要望内容と提案理由 観光立国の実現の観点から、わが国の主要国際空港等において、自動化ゲートの活用・混雑時の既存ブースのフル運用を含め入国審査体制の強化を図りつつ、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国に上陸を希望する場合に寄港地上陸許可が迅速に下り、速やかに入国できるようにする。</p> <p>また、最先便以外の便での出国や2回目以降の寄港地上陸を認める等、運用の柔軟化を図る。</p> <p>寄港地上陸制度は、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国への上陸を希望する場合に入国審査官が入管法第14条に基づき72時間以内の上陸を許可する制度であり、法律上は査証の有無を問わない。</p> <p>現在は観光立国の観点から一度に数千人の外国人旅行者が上陸する大型クルーズ船の入国審査にも活用されている。</p> <p>この制度は海外にも周知されているが、既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあることや出国予定便が最も早い便でないことなどを理由に不許可になる事例が散見され、問題となっている。</p> <p>(b)要望理由 観光立国の観点から、わが国の主要国際空港等を経由して海外に向かうことを予定している外国人旅行者に対しても国内観光・ショッピングの機会を増やすべきである。</p> <p>円滑かつ迅速な入国手続きの実施により、訪日外国人に対して日本のサービスレベルの高さをアピールし、おもてなしの心を表す。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 観光立国の実現に向け、外国人旅行者の数、国内消費額の拡大に資する。</p>	成田国際空港、航空空会社連合協議会(ADC)	法務省	<p>寄港地上陸許可は、船舶又は航空機に乗っている外国人乗客で、本邦を経由して本邦外に赴こうとするものに対して、買い物や休養等のため、乗ってきた船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間72時間の範囲内で、その出入国港の近郊に上陸することを希望する場合に与えられます。</p>	対応不可	出入国管理及び難民認定法第14条	<p>寄港地上陸許可制度は、本邦を経由して本邦外に赴こうとする船舶等の乗客について、運送業者等の申請に基づき査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度であり、同制度の運用に当たっては、我が国での不法就労等を企図する者が査証取得を免れる目的で本制度を利用することを防止するため慎重な審査を実施する必要があります。他方で、寄港地上陸許可を希望する合理的理由が認められ、かつ、不法就労その他我が国法令に違反するおそれがないと認められる申請に対しては、最先便以外の便での出国や2回目以降の申請であることのみをもって不許可とする運用はしていません。</p>
59	10月31日	12月24日	1月17日	貿易・投資	寄港地上陸許可の緩和	<p>わが国を経由して外国に向かう外国人旅行者が、トランジットの際に日本観光を手軽に楽しめる環境を整備するため、寄港地上陸許可について、申請が2回目以上であることや最先便以外の便であることを理由として不許可にするとの運用を廃止すること。</p> <p>【現状・課題】 寄港地上陸許可については、査証がない場合であっても72時間以内で上陸を許可する制度であるが、申請が2回目以上であることや最先便以外の便であることを理由に不許可にされているケースが多い。</p>	成田市					

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)	
60	10月29日	12月24日	1月17日	貿易・投資	トランジット・ビザ発給方法の見直し	(a)具体的内容と提案理由 わが国を経由して外国に向かう旅行者に、わが国での最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザを、わが国の主要国際空港でも発給する。具体的には、大使館等に行かなくてもネットで申請・発給する等、発給方法を簡便化する。 現在、主要在外公館の窓口で申請・取得する必要がある。取得機会が限られている。 なお、韓国では無査証入国が可能でない国の国民でも、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国中いずれか1カ国の査証と最終目的地までの航空券を所持する旅行者には30日以内の無査証入国を認めている。 (b)要望が実現した場合の効果 観光立国の観点から、わが国の主要国際空港等を経由して海外に向かうことを予定している外国人旅行者に対しても国内観光・ショッピングの機会を増やすことができる。 トランジットビザの活用により、日本のサービスレベルの高さをアピールし、おもてなしの心を表す。これらは観光立国実現の一助となり、外国人旅行者の数、国内消費額の拡大に資するものと思料する。	成田国際空港 航空会社運営協議会(AOC)	警察庁 法務省 外務省	通過査証(トランジットビザ)に関しては、在外公館にて必要書類を提出の上、審査を経て、発給しております。	対応不可	外務省設置法	現行制度ではわが国の空港において通過査証を発給するのは不可能です。また、犯罪や不法入国等を未然に防止するためにも、提出書類は原本によりその真偽性を確認する必要があることから、インターネットによる申請・発給は想定してはおりません。	
61	10月31日	12月24日	1月17日	貿易・投資	ビザ発給の緩和	わが国を経由して外国に向かう外国人旅行者が、トランジットの際に日本観光を手軽に楽しめる環境を整備するため、トランジットビザについても、乗り換えを行う国際空港において発給できることや、ネットによる申請も受け付けるなど発給方法の緩和を行うこと。 【現状・課題】 トランジットビザは、日本を経由して外国へ向かう旅行者が最大14日間上陸することを許可する査証であるが、自国を出国する前に大使館等で取得しておく必要がある。 【効果】 トランジットの際に空港内に留まっている旅行者が入国することにより、訪日外国人旅行者の増加を図るとともに消費の拡大を図ることができる。	成田市						
62	10月30日	12月24日	1月17日	貿易・投資	重水素化合物等、研究活動に使用するための化合物についての輸出規制の緩和	医薬品開発における血中薬物濃度測定時の内部標準物質として使用される重水素化合物は、核兵器の開発につながる恐れはないと見られる少量にも関わらず、輸出ごとに輸出許可を取っているが、非常に複雑である。リスト規制において重水素換算値として規制下限重量を設定することにより、それ以下の量の輸出を規制対象から除外することを希望する。また、同じ目的で使用される重水素化合物に関する設計、製造、使用に関する技術の海外への提供(役務の提供)も合わせて除外をお願いしたい。米国の輸出では規制下限重量が設定されており、日本でも同様の対応を希望する。	日本製薬工業協会	経済産業省	・我が国における安全保障に係る輸出規制については、国際レジームの合意に基づき、外国為替及び外国貿易法等の関係法令により規定されております。 ・重水素・重水素化合物については、少量であっても核兵器等の開発に用いられる懸念があり、国際レジーム(NSG)で合意されている規制品目の一部でございます。重水素等に係る輸出については、当該合意に基づき、輸出貿易管理令別表第一の2の項及び貨物等省令第1条第三号において、「重水素又は重水素化合物であって、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が5,000分の1を超えるもの」と規定され、当該規定に該当する場合には、経済産業省への許可申請が義務付けられております。 ・ただし、その中でも懸念が非常に低いと思われる試薬又は標準物質として使用されるもののうち、輸出申請の際の重水素の原子質量の総量が1kg未満のものに限っては、個別の許可申請手続きを地方局等で行えるようにしており、また、仕向け等によっては包括許可制度を利用できるように簡素化をさせていただいております。 一方、米国の輸出についても、当方で把握する範囲内では、「規制下限重量」は設定されておらず、あくまで包括許可に係る重量設定であると理解しております。	外国為替及び外国貿易法第25条、第48条 輸出貿易管理令別表第一、外国為替令別表、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	検討を予定(一部事実誤謬)	・核兵器等の開発に用いられる懸念がないと言えるような、重水素・重水素化合物の具体的な量等が明白にならない限りは、「規制下限重量」を設けることは望ましくありません。よって、同じ目的で使用される重水素化合物に関する設計、製造、使用に関する技術の海外への提供(役務の提供)についての適用除外についても、同様となります。 ・今後、国際レジーム(NSG)等における規制趣旨や、米国の含む諸外国における状況等を確認の上で、検討していきたいと思っております。	
63	10月31日	12月24日	1月17日	貿易・投資	AEO認定事業者に対する船積後の輸出申告データの訂正の容認	・具体的内容 コンプライアンスに優れていることで認定されているAEO認定事業者に対しては、船積後の一定期間内であれば、税関に一報入れた上で、NACCS上での輸出申告データの訂正を容認する。 ・提案理由 AEO認定事業者の輸入申告(特例輸入申告)では、貨物引取後に、インボイスと輸入貨物に差異が生じた場合の対応として、正しい値で申告が可能な特例申告があり、修正申告等が不必要な制度が認められている。 しかし、輸出申告(特定輸出申告)においては、船積後に輸出申告内容に差異が生じた場合、輸入時のように、修正申告等が不必要な制度は認められておらず、「訂正手続き」という形で、税関に紙で書類を提出する必要がある。 なお、韓国や米国等では、輸出申告内容に差異が生じた場合、船積後一定期間内は、申請時に入力したデータの訂正が可能なくみがある。 (米国においては、15ヶ月以内の訂正が可能)このような状況を踏まえ、貿易の円滑化のために、コンプライアンスと貨物セキュリティ管理に優れた事業者であるAEO認定事業者の輸出申告については、船積後の一定期間内であれば、税関に一報を入れた上で、NACCS上での輸出申告データの訂正を認めて頂きたい。	民間企業	財務省	貨物の輸出者は、関税法第67条及び第67条の3に基づく輸出申告について、輸出許可後に当該申告内容(船名、数量、価格等)を変更しようとする場合には、税関に対して当該申告内容の変更を申請することが可能となっております。 具体的には、「船名、数量等変更申請書(税関様式C第5200号)」に当該申請に係る輸出許可書を添付して税関に提出することで、当該申告内容を変更することができます。 また、NACCSを使用して、輸出申告内容の変更を行うことも可能となっておりますが、この場合には一定期間(船積情報登録又は出港予定年月日)までに行う必要があります。	関税法基本通達第67-11~14、同第67の3-19~12	検討に着手	輸出入・港湾関連情報処理システムを使用している税関関連業務の取扱について(平成22年財関第142号)	2014年上半期を目処に実現できるよう、具体的な対応策を検討します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要（対応策）
64	10月31日	12月24日	1月17日	貿易・投資	新たな在留管理に関する提案	平成24年7月9日に施行された新たな在留管理制度の改正については、評価いたします。今後以下の更なる改正を要望いたします。 ○我が国の国家資格等の更なる活用 外国の資格取得とともに、入国後に名称独占又は業務独占に係る我が国の現有的な資格のほか、人文科学系の資格等を取得した場合にも、本人の在留資格上へ反映させること。	日本行政書士会連合会	法務省 厚生労働省	我が国に在留する外国人が、我が国の国家資格等を取得した場合において、一律3年又は5年の在留期間を付与する措置や、永住許可のための在留滞在を短縮する措置はとっていません。	対応不可	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、第7条1項2号、第21条、第22条、別表第一、別表第二 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第二 出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令 永住許可に関するガイドライン	我が国の出入国管理行政上、個々の外国人からの在留期間更新許可等の申請があった場合、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案した上で、在留の許否及び在留を認める場合にはその在留期間を決定することとしており、左記の国家資格等を有することのみをもって、一律に3年又は5年の在留期間を付与する、永住許可の要件を緩和するなどの取扱いを行うことは困難です。
65	10月31日	12月24日	1月17日	貿易・投資	外国企業と日本企業との契約に基づき、高度人材外国人受入れと「本邦の公私の機関との契約」要件の廃止	技術者や専門職等の外国人労働者が日本でその活動に従事しようとする場合、活動先である日本企業が、外国人の就労に対する管理を適正に行なう能力を有するときには、当該外国人と日本企業との労働契約締結を不要とすべきである。この点、現行法上、外国人労働者の就労活動が、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行なう活動」であることが必要とされている。しかし、高度人材を我が国に受入れるため、外国人の就労に対する管理を適正に行なう能力を有する「本邦の公私の機関」に受入れられて行なう活動であれば、日本企業と外国人労働者との間に労働契約がなくても、就労に従事することが可能とすべきである。なお、平成元年改正入管法施行前は、「本邦の公私の機関により招へいされる者」と規定されていた。以下、提案理由を述べる。 (1)外国企業と日本企業との業務委託契約に基づき、当該外国企業の従業員を従前の労働条件（給与の支払方法、年金の算定等）を維持したまま、日本企業に派遣したいというニーズは非常に高い（平成17年3月25日閣議決定「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」、平成18年3月31日閣議決定「同計画（再改定）」参照） (2)外国企業と日本企業が親子関係等にある場合は、在留資格「企業内転勤」に該当する余地があるが、外国企業との労働契約に基づき、当該外国人が日本企業で就労するには、入社1年以上であることが求められており、対象となる外国人労働者はなお限定的である。 (3)部長などの外国人管理職の就労活動には、在留資格「投資・経営」が該当するが、「投資・経営」は、「本邦の公私の機関との契約」を要件としていないところ、それが要件である在留資格「人文知識・国際業務」の対象である部長との違いを論理的に説明することはできない。 (4)運用では、外国企業の日本支店に就労する場合であっても、在留資格「技術」等が付与されているが（入社1年未満のため在留資格「企業内転勤」の付与を受けられない場合に実益がある。）、この場合、日本支店と契約を締結することはできないので、当該外国人は、本社たる外国企業との間に労働契約があれば、「本邦のとの文言にかかわらず、「本邦の公私の機関との契約」があるものとされ、「本邦の公私の機関との契約」な文言はすでに形骸化している（法務省入国管理局入国在留課平成16年2月17日事務連絡）。	個人	法務省 厚生労働省 経済産業省	「研究」「技術」「人文知識・国際業務」及び「技能」の在留資格においては、本邦の公私の機関との契約に基づいて行われる活動であることが求められています。	対応不可	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	平成16年の取扱いは、転勤に伴い入国する外国人に対するものであり、それ以外の我が国において左記の在留資格をもって就労を予定している外国人について、在留の許否等に関する審査を行うに当たっては、所属機関との契約の中で明らかにされた活動内容や労働条件等について確認する必要があり、本邦の公私の機関との契約要件を廃止することは困難です。
66	10月31日	12月24日	1月17日	貿易・投資	開業準備活動に従事する外国人に対する中長期在留資格の付与	外国人が、我が国に来日し自らが代表取締役になり会社を設立、引き続き経営活動に従事しようとする場合、平成25年7月9日の外国人登録法廃止前であれば、在留資格「短期滞在」の外国人も、外国人登録することにより印鑑登録することが可能であったので、我が国に住所を定めるときは、印鑑登録証明書をもって我が国に住所があることを証明し、単独で代表取締役就任、「投資・経営」に係る在留資格認定証明書の交付を受けることが可能であった。 しかし、現行法では、住民基本台帳法の対象外である「短期滞在」の外国人の場合、印鑑登録ができず、単独で会社設立ができない（在日大使館等でサイン証明書の交付を受け、住所証明する必要があるが、その発行を行なう在日大使館は多くない）、不動産取引、銀行取引などに必要な印鑑登録証明書、住民票が用意できず、外国人の対日投資活動を阻害している。 そこで、会社を設立し経営活動に従事する前であっても、当該外国人が開業準備活動に従事しようとする場合、(1)事業計画書、(2)開業準備資金（残高証明書）、(3)仕入状況（取引先との契約等）などにより、開業準備活動に従事することが確認できるときは、そのような活動であっても、在留資格「特定活動」の対象とし、住民登録が可能な中長期在留者の対象に加えるべきである。	個人	法務省	我が国に来日し自らが代表取締役になり会社を設立しようとする外国人が、在留資格「投資・経営」に係る在留資格認定証明書交付申請を行う場合には、同申請に係る疎明資料として当該企業の登記事項証明書を求めます。	検討に着手	出入国管理及び難民認定法第7条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表第三	現在、外国会社が日本に支店や子会社を設立しようとする場合において、その手続のために入国する外国人への対応を検討中です。
67	10月31日	12月24日	1月17日	貿易・投資	留学生の日本国内就職に当たっての就労ビザ発給要件の緩和	【提案の具体的な内容】留学生は企業のグローバル人材として活用促進が期待される。留学生の国内就職に当たってのビザ発給要件を緩和すべきである（例えば、総合職資格での発給）。 【提案理由】現在、留学生が国内企業に就職する場合は、卒業学部との関連で、例えば「人文知識・国際業務」といったビザが発給される。しかし、企業のニーズは総合職としての採用が生産力になってきている。最近の職種においては文系と理系の区別を問わない場合があり、また、新入職員には幅広く多様な経験を積ませキャリアアップを促さないと考えている企業も増えている。企業の実態とずれの結果、専攻と職務内容の関連性に伴う留手続のトラブルが少なくない。グローバル人材としての活用促進を図るためにも、関連性の緩和、例えば、総合職資格での発給も必要である。	公益社団法人 関西経済連合会	法務省 厚生労働省 経済産業省	現行法上、いわゆる「総合職」といった在留資格は存在しません。	検討を予定	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号、第19条第1項及び第2項、第20条、別表第一の二 出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就業実態を十分に把握した上で、別途、在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」等の見直しを含め、検討を行うこととしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
68	10月31日	12月24日	1月17日	貿易・投資	訪日観光ビザの緩和	【提案の具体的内容】2013年7月に緩和された東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続ならびに、対象国（インドネシア、フィリピン、ベトナム等）を追加すべきである。 【提案理由】2013年7月に訪日ビザが免除されたタイ・マレーシアからの訪日観光客数は大きく増加している。訪日観光客数を増やすことにより、各国と日本を結ぶ航空便の需要が高まり、関西国際空港・タイ・マレーシアおよび全体の訪日観光客数の対前年同月比の推移（JNTO発表資料より） ※タイ・マレーシア <タイ> 7月:+84.7% 8月:+102.3% 9月:+56.1% <マレーシア> 7月:+25.2% 8月:+42.2% 9月:+23.9% <全体> 7月:+18.4% 8月:+17.1% 9月:+31.7%	公益社団法人 関西経済連合会	警察庁 法務省 外務省	検討を予定	外務省設置法	今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向けた必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。
69	10月31日	12月24日	1月17日	貿易・投資	AEO事業者の輸出入手続の簡素化	【提案の具体的内容】AEO事業者が輸出を行う際、貨物を輸出した後の申告を可能とする事後申告制度の創設及びAEO事業者の輸出入時の税関における他法令確認の省略・簡素化をすべきである。 【提案理由】国際拠点空港等において、国際物流事業者との連携により企業拠点立地を促進し、地域経済活性化と産業集積を図るため、優良事業者について輸出入手続の簡素化を望む。	公益社団法人 関西経済連合会	財務省	前段については、対応不可 後段については、現行制度下で対応可能	関税法第67条、第67条の2、第67条の3、第70条	我が国から輸出される貨物については、大量破壊兵器関連物資や産業廃棄物等の不正輸出の防止、輸出貨物に対する消費税に係る免税制度の適正な運用等を確保するため、水際において税関が必要に応じて審査・検査を行うことが不可欠なことから、一般輸出者と同様、AEO事業者が行う輸出においても事前申告・事前許可制を維持することが適当と考えます。なお、現行制度においても、AEO輸出者が行う特定輸出申告については保税地域に貨物を搬入する前に輸出申告を行い許可を受けることが可能となっており、これにより輸出貨物の迅速かつ円滑な船積（積込）が可能となり、リードタイム及び物流コストの削減等が図れると考えております。また、輸出入申告における他法令確認を含む審査・検査についても、すでにAEO事業者のコンプライアンス状況等を反映した簡素化を図っておりますが、今後も関税局・税関においてはAEO事業者に対する更なる利便性向上策を検討していきます。
70	10月31日	12月24日	1月17日	貿易・投資	クルーズ船の入国審査の迅速化・簡素化	【提案の具体的内容】クルーズ船が日本に寄港する前に入国審査官が乗船し、事前に審査を行う「海外臨船」による入国審査の実施や、審査場所の確保・増設、審査人員体制の強化、審査の簡素化などにより審査を迅速化すべきである。 【提案理由】日本への寄港が増加している大型クルーズ船の乗客に対応するため、平均滞在時間が8時間程のクルーズ船にとって、長時間にわたる入国審査が寄港に際しての阻害要因の一つとなっている。	公益社団法人 関西経済連合会	法務省	検討に着手	出入国管理及び難民認定法第14条	観光立国の実現に資するため、引き続き、大型クルーズ船の乗客に対する出入国審査の迅速化・円滑化を図ることとしています。 また、「日本再興戦略」及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を踏まえ、海外臨船審査の実施もめ、別途、大型クルーズ船の乗客に対する出入国審査の迅速化・円滑化に資する新たな方策を検討しています。
71	10月31日	12月24日	1月17日	貿易・投資	医療滞在ビザの発給申請に必要な書類の合理化・簡素化	日本の医療機関における検査・治療・入院等を目的として訪日する外国人患者を対象とする医療滞在ビザの発給申請を在外公館にて行う場合、「医療機関による受診等予定証明書」等の提出が必要である。この点、外国人患者の滞在予定期間が90日を超えるときは、医療滞在ビザの発給申請前に入管から在留資格認定証明書の交付を受けておく必要があるが、入管に対する当該証明書の交付申請の際に、医療機関が発行する「外国人患者に係る受入れ証明書」の提出が求められる。すなわち、事前に「外国人患者に係る受入れ証明書」を提出して在留資格認定証明書の交付を受けておきながら、ビザ発給申請時に、「医療機関による受診等予定証明書」を新たに医療機関より取得しなければならない。「外国人患者に係る受入れ証明書」と「医療機関による受診等予定証明書」は、その内容をほぼ同じくするものであるが、医療機関と特別な関係のない関係者にとってその取得は容易ではない。事前に入管が在留資格認定証明書を交付している場合には、ビザ発給申請時には、「医療機関による受診等予定証明書」等の提出は不要とし、その創設以来、極めて利用が低調な医療滞在ビザの利用促進を図るべきである。そもそも、医療滞在ビザは、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）に基づき導入された。同対処方針は、「短期滞在ビザにおいて、簡便・観光とともに、『医療』目的を明示する。」とし、短期滞在ビザのカテゴリーのひとつに「医療」目的を加えた。短期滞在ビザは、本邦に在留資格「短期滞在」で在留しようとする場合に発給されるものであるが、「短期滞在」に係る在留資格認定証明書は交付されない（出入国管理及び難民認定法第7条の2第1項）。短期滞在ビザの発給申請は、事前に入管における審査を経ていないため、在外公館におけるビザ審査をより慎重に行う必要があり、他のビザ申請（就労ビザなど）より申請時に必要な書類が多い。医療滞在中、在留資格認定証明書は、中長期在留が可能な「特定活動（特定25）」に係るものであり、そもそも、中長期滞在を前提に在留資格認定証明書が事前に交付されているにもかかわらず、短期滞在ビザの申請を求める外務省の運用は、出入国管理及び難民認定法と従来の運用と整合的でない（在留資格認定証明書が交付された場合に、短期滞在ビザの発給を求める例は他に存在しない）。	個人	法務省 外務省	対応不可	外務省設置法	医療滞在ビザを発給するためには、身元保証機関（医療コーディネーター、旅行会社等）による身元保証を受けていただくことが要件となり、既に在留資格認定証明書交付申請に当たって「外国人患者に係る受入れ証明書」を提出された場合であっても、医療滞在ビザの申請に当たり、「医療機関等による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」の提出をお願いします。 ただし、「医療機関等による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」は、身元保証機関が受入れ病院等の日本の医療機関と連携して準備するものですので、申請者自身が日本の医療機関と直接連絡を取る必要はありません。
72	10月3日	12月6日	2月7日	貿易・投資	对中国水産食品輸出に必要な衛生証明書の廃止。また廃止までの間、保健所などの機関で同証明書を発給できるようにすること	(1) 中国から日本への水産食品輸入については、衛生証明書が不要である。逆の立場には必要となるのは貿易上ではない。 (2) 廃止に至るまでの間は、現行4機関に限定されている衛生証明書発給を、身近な都道府県の機関や各市町の保健所での発給を可能とする。	(一社)九州経済連合会	厚生労働省	対応	「中国向け輸出水産食品の取扱について」（平成21年11月10日付食安発1110第1号厚生労働省医薬食品局長通知）	(1) 中国政府から求められている衛生証明書については、中国政府が全世界的に求めているものであるため、日本のみが衛生証明書を廃止するよう求めることは困難です。 (2) 平成26年1月1日より、登録検査機関に変わり、地方自治体等において衛生証明書の発行を開始します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該法令等	措置の概要（対応策）
73	10月18日	12月24日	2月7日	貿易・投資	NEXI貿易保険の利用対象者及び付保対象契約の拡大	<p>①NEXIの貿易保険の利用者として、非居住者である「本邦企業系列の現地法人」についても被保険者として認めていただきたい</p> <p>②NEXIの貿易保険の付保対象に、次の対外取引を追加いただきたい。・本邦法人の海外売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り・流動化取引（例えば、オートローン債権等の債権プールの流動化等）；海外プロジェクトファイナンス等に付随する通貨スワップ、金利スワップ等のスワップ取引について、スワップカウンターパーティ（借入人、事業者は、マーケットでのスワップ・ハバスのリスク）</p> <p>【留意理由】</p> <p>・日本政府が推進する「パッケージ型」インフラ輸出など海外での大型プロジェクトを金融面からサポートするためには、多額の外貨流動性が必要となる。一時的に、インフラプロジェクトの収入は現地ユーザからのタリフに依存するため、収入と返済の通貨のミスマッチを管理する観点から、現地通貨による資金調達ニーズが強い。</p> <p>・現地通貨買入ローンの供与については、国によっては現地法人（外国金融機関）がオンショアで取組む必要があるが、現状、現地法人はNEXIの貿易保険を利用できていないため、プロジェクト案件の縮小が図れないという懸念がある。</p> <p>・他方、海外インフラプロジェクトにおいては、通貨のミスマッチを回避するための通貨スワップや、キャッシュフローに係る金利と買戻リスクを回避するための金利スワップに取組むこともある。しかし、エマージングマーケット等では、スワップを提供する金融機関がカウンターパーティ（取引の相手方）のクレジットリスクをとれないケースも多く、結果的に、プロジェクトファイナンスそのものが成り立たないケースもある。</p> <p>・スワップ取引供付対象とすることにより、海外インフラプロジェクト向けファイナンス取り組みにあたっての主要リスクの一つである為替リスク解消が可能。海外インフラプロジェクトの向けファイナンス組成が活発化することが期待される。</p>	都銀語彙協会	経済産業省	<p>① 海外プロジェクトに対する現地法人（外国金融機関等）による融資については、貿易保険の引受対象とはなっておりません。</p> <p>② 本邦法人の海外売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り・流動化取引・スワップ取引については、貿易保険の引受対象とはなっておりません。</p>	検討を予定	貿易保険法第22条、第22条	<p>① 現在、2014年通常国会に貿易保険法の一部を改正する法律案を提出する方向で検討を進めており、当該法律案において、本邦企業が関与する海外プロジェクトに対する外国金融機関等による融資についても貿易保険の引受対象とする方向で検討しております。</p> <p>② ご提案にある運転資金調達のための流動化取引やスワップ取引について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金調達が円滑に行うための対応の必要性については御指摘のとおりであり、この点については、貿易保険法上の海外事業資金貸付保険によって運転資金調達の円滑化に資するものと考えます。また、現在検討中の貿易保険法の改正案において、長期資金のみならず、短期資金についても海外事業資金貸付保険の適用対象とする方向で検討しており、これにより、今後、短期の運転資金調達の円滑化にも資することになるものと考えられます。 ・また、海外インフラプロジェクト向けファイナンスに際しての為替リスクの解消を図ることが、海外向けインフラプロジェクトファイナンス組成の活性化に資することも御指摘のとおりであり、この点については、①に記載したとおり、現在検討中の貿易保険法の改正案において、本邦企業が関与する海外プロジェクトに対する外国金融機関等による融資についても貿易保険の引受対象とすることで、当該外国金融機関等からの現地通貨建て融資の促進に資するものと考えられます。 ・なお、債権流動化については、貿易保険が既に付されている債権についてはリスクが軽減されていることから、信託制度を活用して当該債権を流動化させるなど、独立行政法日本貿易保険（NEXI）においても債権流動化の促進に向けた取組を行ってまいります。
74	10月30日	12月24日	2月7日	貿易・投資	カルタヘナ法対象物の輸出入に伴う国内輸送時のWHOガイドラインに則った表示の位置付け	<p>カルタヘナ法対象物を海外から輸入する場合には、IATA DGR（航空危険物規則書）、WHOガイドライン（感染性物質の輸送規則に関するガイダンス）に則って適切な梱包と外装表示を履行しているが、IATA DGR規則書、WHOガイドラインによる表示は、省令の要件（外装容器への取扱いに注意を要する旨の表示）を満たしていないことから、輸入港から通関後の国内輸送の過程で表示の追加を指示しているが、危険物表示の点では二重の努力であり、カーゴターミナルでの運搬に苦勞しつつも、カルタヘナ法対象物の輸出入に伴う国内輸送区間に限っては、「取扱注意」等の表示に努めつつも、WHOガイドラインに則った表示（その他の危険物質ラベルやUN3245区分記載）を行って、省令に基づく「取扱いに注意を要する旨の表示」とみなされることを認めていただきたい。これにより、重複しての表示作業や輸入時の確認業務の軽減を図りたい。</p>	日本製薬工業協会	文部科学省 環境省	<p>カルタヘナ法は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「議定書」という。）の附随かつ円滑な実施を確保し、もって人の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として策定された法律です。</p> <p>同法において、遺伝子組換え生物等を第二種使用等する者は拡散防止措置を執らなければならないとされています。</p> <p>二種省令は、同法に基づき、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定め、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の運搬の際、最も外側の容器（容器を包装する場合にあっては、当該包装）の見やすい箇所に、取扱いに注意を要する旨を表示すること等とされています。</p>	対応不可	<p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第十二条</p> <p>研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令第七条</p>	<p>議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための国内法であるカルタヘナ法においては、ガイドラインであるWHOガイダンスとは異なる観点から、遺伝子組換え生物等を第一種使用等する者は拡散防止措置を執らなければならないとされています。このため、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の運搬に当たっては、最も外側の容器（容器を包装する場合にあっては、当該包装）の見やすい箇所に、取扱いに注意を要する旨を表示すること等、適切な拡散防止措置を執ることにより、同法の目的である生物の多様性の確保を図る必要があります。</p>
75	12月12日	1月27日	3月5日	貿易・投資	日本に代理人を有しない外国人が、在留資格認定証明書の交付を申請する際の規制を緩和していただきたい	<p>外国企業が日本に拠点（子会社、支店又は駐在員事務所）を設立し、当該拠点の代表者又は従業員として本国から外国人を派遣するケースにおいて、在留資格認定証明書の取得に関する問題点が外国企業から度々指摘されている。</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則では、地方入国管理局に在留資格認定証明書交付申請書及び写真、必要資料を提出する際、地方入国管理局長が相当と認めれば、「本邦にある外国人」又は代理人（当該外国人を交付人、およびその機関の職員等）は出頭することを要されず、この場合、代行の依頼を受けた弁護士又は行政書士等が提出を行うものとされている（出入国管理及び難民認定法施行規則第六条の二第四項）。</p> <p>日本において新規に設立される外国企業の拠点の代表者又は従業員として本国から派遣される外国人が、在留資格認定証明書（投資・経営、企業内転勤等）の交付を申請する際、当該拠点に雇用される日本人など申請の代理人となり得る者がいない場合は、弁護士又は行政書士等に地方入国管理局への申請書の提出代行を依頼していても、「本邦にある外国人」であることを満たすため、申請書提出時に日本に滞在していることを要されることがある。この場合、申請書を提出する時点で「本邦にある外国人」という状態にあるためだけに日本出張を余儀なくされるケースがあり、外国企業からは、無駄なプロセスとして改善を要望する声が多く寄せられている。</p> <p>このため、1. 在留資格認定証明書交付申請書及び写真、必要書類を地方入国管理局に提出するときに、地方入国管理局長が相当と認めれば、外国人は「本邦にある外国人」でなくとも出頭を要しないようにする、2. 弁護士又は行政書士等も代理人として在留資格認定証明書交付申請ができるようにする、等の措置をお願いしたい。</p>	日本進出または日本進出を検討している複数の外国企業等	法務省	<p>弁護士、行政書士等が在留資格認定証明書交付申請を取り次ぐに当たっては、申請人である外国人本人又は代理人が申請時点において我が国に居ることが必要です。</p>	対応不可	<p>出入国管理及び難民認定法第七条の二</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則第六条の二、別表第三、別表第四</p>	<p>在留資格認定証明書の申請に当たっては、入定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認に遺漏なきを期するため、申請人（本人又は代理人）が、自ら出頭して申請することを必要としており、無関係の第三者の取り次ぎによる申請は認められません。</p> <p>もともと、申請人が本邦にあって、取り次ぎ人の立場に照らし、入定確認事務等について特段の問題を生じないと思われる一定の場合には、出頭に代えて取次ぎを認めております。</p> <p>しかしながら、申請人が本邦にいないことを要しない場合は、出頭に代わる担保措置が十分でなく円滑かつ的確な審査を行う上で極めて困難となるので、ご指摘のような改正をするには慎重な検討が必要とご意見をさせていただきます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	当該法令等	措置の概要（対応策）
76	10月17日	12月24日	3月31日	貿易・投資	防備電気機械器具検定制度のグローバル化	<p>【内容】海外で製作された防備電気機器を輸入して使用する際に、国際電気標準会議（IEC）の適合性評価委員会（CAB）のIEC防備電気機器規格適合試験制度（IECEX）が認める試験機関（ExTL）が試験を行い、認証機関（ExCB）が認証したIEC規格に適合する防備電気機器は、その制度の趣旨（相互認証）に従い我が国で改めて検定を受けることなく、その使用を認めていただきたい。</p> <p>【理由】現状、海外品に対して「指定外国検査機関制度」があるが、この制度は、厚生労働大臣が指定した外国検査機関が作成した検査等のデータを受け入れて活用できるだけの制度であり、国内の登録検査機関（機関）が改めて国内の法基準を基に検定を行っている。この制度で移行期間を短縮している点としているが、実態は相応の期間を要し、設備新設・改造などの大きな妨げとなっている。</p> <p>提案理由は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本も参加しているIECEXの目的は、各国による多重検定を排し、国際間の流通促進を図るとされており、「要望の具体的内容」に記載したことを既に実施済み之国々もあり、世界の趨勢、グローバルな競争に遅れをとっている。 2. 日本を含む世界各国は、IECが作成する国際的に共通な防備電気規格を自国に取り込んでおり、さらに、国内の登録検査機関がExCB、ExTLとしての認証取得を進めている状況を考えれば、相互認証は当然のことである。 3. これまでの回答では、「IECEXシステムは、認証に関する責任を負わない非政府組織であるIECによる制度であって、政府間の相互認証制度ではない」とあったが、民でできることは民でという時代に逆行する考えであり、あくまでも国（政府）が管理し、その責任をとると言っているに等しい。 	石油連盟	厚生労働省	<p>防備構造電気機械器具については、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ譲渡し、貸与し、又は設置してはならないことになっており、製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う当該防備構造電気機械器具の型式についての検定を受けなければならぬこととなっている。</p> <p>このうち、輸入し、又は外国において製造したものについて型式検定を受けようとする場合には、当該防備構造電気機械器具が電気機械器具防備構造規格（以下「防備構造規格」という。）に適合していることを指定外国検査機関が明らかにする書面を添付することで、国内の登録型式検定機関における実機による試験を省略することができます。</p> <p>なお、現在、国際電気標準会議が制定した国際規格（以下「IEC規格」という。）に基づいて製造された防備構造電気機械器具については、IEC規格を踏まえて定められた技術的基準に基づく（試験等により、防備構造規格に適合する防備構造電気機械器具と同等以上の防備性能を有することが確認された場合には、防備構造規格に適合しているものとみなすこととしていることである。</p> <p>なお、防備構造電気機械器具に係る登録型式検定機関は1機関となっています。</p>	措置不可	労働安全衛生法第42条、第44条の2、電気機械器具防備構造規格	<p>防備構造電気機械器具を輸入する者が型式検定を受けようとするときは、機械等検定制第6条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する指定外国検査機関の検査データを申請書に添付することで、一部の架橋の検査を省略し迅速な検査を受けることができ、登録型式検定機関に対しては、申請についての処理の迅速化を図るよう指導を徹底しているところである。</p> <p>また、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができることとする改正を含む、労働安全衛生法の一部を改正する法律案を、今期通常国会へ提出するため、準備を進めているところである。</p> <p>なお、IEC規格に基づき製造された防備構造電気機械器具については、型式検定において同規格に適合しているかを確認していますが、認証機関が発行した適合証が添付された防備構造電気機械器具でも不適合となつたものも変更されることから、適合証の添付のみをもって、型式検定に合格していない防備構造電気機械器具を無条件に国内で使用できるようにすることはできないと考えています。</p>
77	10月31日	12月24日	3月31日	貿易・投資	欧州製 型式認証済みの圧力容器設備の導入要件の見直し	<p>・具体的内容 ドイツ製の圧力容器を有した設備を輸入するにあたり、海外認証機関で認定済みの設備であれば、簡単に輸入できる様、検討頂きたい。</p> <p>・提案理由 ドイツ製の圧力容器を有した設備を輸入するにあたり、TUV(独:認証機関)の型式認定がある機器にも関わらず、日本国内で登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。(TUVの書式、内容とは異なる認証申請が必要。) 余分な費用、日数がかかり 海外設備の輸入が辛い。 導入に際し、手続きが不要になれば、日本における認証費用(数百万円/機)が不要になり、申請日数(3~6ヶ月)も短縮される。</p>	民間企業	厚生労働省	<p>・ 特定機械等である第一種圧力容器（以下「一圧」という。）を輸入しようとする場合は、労働安全衛生法第38条第1項の規定に基づき、登録製造時等検査機関（登録機関がないときは国）が行う使用検査を受けなければなりません。</p> <p>・ 輸入した一圧について使用検査を受けようとするときは、ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「ボイラー則」という。）第57条第4項の規定に基づき、圧力容器構造規格に適合していることを指定外国検査機関が明らかにする書面（当該機関による検査データを添付することにより、水圧試験などの実機検査を省略した簡易迅速な検査を受けることができます。） なおTUV Rheinland Industrie Service GmbH(独:認証機関)は指定外国検査機関の指定を受けています。 登録製造時等検査機関が行う検査料金は各機関の業務規程で定められており、現在では、圧力容器の大きさによって13,400円から113,820円(国が行う場合は、9,400円から41,700円)となっています。 ・ 検査の申請から使用検査を実施するまでの日数は一般的には2週間程度となっており、処理の迅速化を図るよう、登録製造時等検査機関に対して指導を徹底しているところです。</p>	現行制度下で対応可能	労働安全衛生法第38条第1項	<p>一圧を輸入する者が使用検査を受けようとするときは、ボイラー則第57条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する指定外国検査機関の検査データを申請書に添付することで、水圧試験などの実機検査を省略した簡易迅速な検査を受けることができ、登録製造時等検査機関に対しては、申請についての処理の迅速化を図るよう指導を徹底しているところである。</p> <p>また、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができることとする改正を含む、労働安全衛生法の一部を改正する法律案を、今期通常国会へ提出するため、準備を進めているところである。</p> <p>なお、圧力容器については各国で規格が異なるため、安全確保の観点から、使用検査を不要とするとは適当ではないと考えております。</p>
78	9月30日	11月1日	3月31日	貿易・投資	検査対象貨物の国際空港外での検査の実施	<p>民間エクスプレスサービスに検査貨物に対して、日本郵便の国際スピード郵便（EMS）に認められているのと同様に、国際空港施設外への移動後に検査を受けることを可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 日本郵便には、国際空港の検査所でチェックを受けず、空港外の自社施設で検査を受けることが認められているが、民間エクスプレスサービスには同様の扱いが認められていない。日本郵便のEMSと民間の国際エクスプレス事業者との競争条件は不公平であり、検査貨物の取扱いの違いはそれが1つである。</p>	民間団体	総務省 農林水産省	<p>海外から動植物及びその製品等が輸入される場所は、指定した港又は飛行場のみに限定されています（郵便物として輸入される場合は、この取扱いから除外されています）。</p> <p>郵便法第10条では、「郵便物が検査を受けるべき場合には、他の物件に先立って、直ちに検査を受ける。」と定め、郵便物の迅速性が要請されています。</p> <p>日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、畜産物等あるいは植物等を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の検査を行います。</p> <p>通知があったときは、家畜防疫官あるいは植物防疫官は、その小形包装物又は小包郵便物の検査を行います。</p> <p>この場合において、検査のため必要があるときは、日本郵便株式会社職員の下に当該郵便物を開くことができます。</p>	対応不可	郵便法(昭和22年法律第165号)第10条 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第6条、8条 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第38、43条	<p>国内への家畜の伝染性疫病や植物の病害虫の侵入を防ぐため、家畜伝染病予防法又は植物防疫法に基づき、海外から発送される畜産物等あるいは植物等を包有する貨物等に対して、指定した港又は飛行場（以下「指定空港」という。）において、動物検査又は植物検査（以下「検査」という。）を実施することとしています。</p> <p>国際郵便物についても、その中に畜産物等あるいは植物等を包有する場合には、一般の貨物同様に検査が必要となりますが、万国郵便条約において、郵便物の迅速性が求められており、郵便法における優先措置（第10条）により郵便物が検査を受ける場合には、他の物件に先立って、直ちに検査を受けることが求められています。</p> <p>このため、郵便物の迅速性を確保する観点から、郵便物は指定空港に到着後、通関手続が行われる日本郵便株式会社事業所（全国6箇所）に速やかに移送され、当該場所において検査を行うこととしています。</p> <p>一方、民間エクスプレスサービスにより送付される荷物については、国際郵便物と異なり、条約・法令において迅速性が要請されているものではないことから、一般的な貨物と同様、指定空港において検査を実施することとしています。</p>
79	9月30日	11月1日	3月31日	貿易・投資	動物用医薬品の製品承認申請制度との整合化	<p>動物用医薬品の製品承認申請制度について、相互承認や国際慣行（VICHガイドラインの適用など）の整合化を進めるべきである。</p> <p>【提案理由】 日本は国際レベルでの動物用医薬品の登録要件の整合化を目指すVICHの三者間（EU、日本、米国）プログラムに加わっているものの、日本に独特な要求事項がまだいくつかある。とりわけ、バイオテクノロジーに基づく革新的な動物用医薬品についての日本の規制要件は厳しく、欧州で容易に利用できる製品が日本では往々にして利用できない。</p>	民間団体	内閣府 厚生労働省 農林水産省	<p>EUの動物用医薬品の承認審査制度と同様、日本においては、海外で承認されている動物用医薬品であっても、日本国内で流通させる動物用医薬品について、国内法に基づいて承認審査を行っています。このため、日本で動物用医薬品を製造販売する場合には、薬事法の規定に基づき申請書に臨床試験の試験成績その他の資料を添付して申請し、承認を受ける必要があります。また、日本は、発定当初からVICHガイドラインの新規作成及び改正の活動に参加しており、VICHで合意されたガイドラインについては、薬事法令に反映させてきております。</p>	検討を予定	薬事法第14条、第83条	<p>日本は、VICHメンバー国として、全てのVICHガイドラインの新規作成や改正に積極的に参加し、作成されたVICHガイドラインを国内の関係法令に反映させることにより、承認審査の要件の国際調和や承認審査手続の効率化を図っています。VICHはメンバー国間で調和が必要と判断されたものに関しては、新たにガイドラインを作成するにストップして取り上げており、これらも引き続き、VICH活動への参加を通して、承認審査要件の調和や承認審査手続の効率化に積極的に取り組んでいます。</p>
80	9月30日	11月1日	3月31日	貿易・投資	動物用医薬品の動物試験要件の見直し	<p>動物用医薬品の承認申請に必要な動物試験については、同様の試験結果が他の国で入手可能な場合は最小限にとどめるべきである。</p> <p>【提案理由】 EUですでに承認された製品（特に動物用生物学的製剤）でも、厳しい検査と試験を受けてからでないと日本では承認されない。明白な科学的根拠のない付加的な動物試験要件は、動物福祉面の重大な懸念を伴っている。申請者はまた、製品の安全性と有効性にほとんど関連のない質問に回答する必要がある。</p>	民間団体	内閣府 農林水産省	<p>EUの動物用医薬品の承認審査制度と同様に、日本においては、海外で承認されている動物用医薬品であっても、日本国内で流通させる動物用医薬品について、国内法に基づいて承認審査を行っています。このため、日本で動物用医薬品を製造販売する場合には、薬事法の規定に基づき申請書に臨床試験の試験成績その他の資料を添付して申請し、承認を受ける必要があります。</p>	現行制度下で対応可能	薬事法第14条、第83条	<p>日本は、VICHガイドラインを薬事法令に反映させており、VICHガイドラインに基づき海外において実施した試験を日本で承認申請に使用することができます。臨床試験については、従来は2試験のうち1試験は日本国内で実施することを求めていましたが、本年10月、EUに先駆け、一部の例外を除く動物用医薬品について、EU、米国及び欧州のVICHのGCPガイドラインに準拠した臨床試験の結果のみで承認申請が可能となるよう運用を改正したところである。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
81	9月30日	11月1日	3月31日	貿易・投資	シードロフトシステムおよびワクチンの国家検定の見直し	①シードロフトシステムに含めるべき適用資格要件は、国際的に認められた要件に沿ったものにするべきであり、日本独自の新たな要件を追加すべきではない。 ②不活化ワクチンに関する、小分け製品を用いた不活化試験要件は廃止すべきである。 ③イスとネコに関するワクチンの異常毒性試験要件を廃止すべき。 ④組み換えワクチンもシードロフトシステムに含める資格を与えられるべき。 【提案理由】 シードロフトシステム導入のおかげで一部の動物用ワクチンには出荷前国家検定を必要としないが、一部の欧州製ワクチンは国際的に認められたシードロフトシステムには存在しない製造工程試験等の独自の付加的な試験要件のため、このようなメリットを享受できない。また、ワクチンの小分け製品についての不活化試験を輸入不活化ワクチンについてのみ義務付けており、非開港国となっており、イスとネコに関するワクチンの安全性は対象動物で試験されるにもかかわらず、実験動物を用いた異常毒性試験が義務付けられており、動物福祉面で課題である。	民間団体 農林水産省	①EUの動物用ワクチンがヨーロッパ薬局方に適合している必要があることと同様に、日本においてシードロフト製剤として承認されるためには、ワクチン製造用微生物は、日本の動物用生物学的製剤基準のシードロフト規格に適合している必要がある。②不活化が不十分のワクチン製造用微生物に起因する感染症のまん延を未然に防ぐため、国家検定においては、ワクチン製造用微生物の不活化を、製造工程中の検体若しくは小分け製品のいずれかを用いて確認している。輸入ワクチンについては製造工程中の検体を検査することに加え、小分け製品を用いた不活化試験を実施している。③国内で使用される動物用ワクチンについては、国内製造品、輸入品ともに製品の有効性及び安全性を確認するために国家検定を行っており、異常毒性試験については安全性を確認するために必要な試験として行っている。④日本では動物用ワクチンについて平成20年からシードロフトシステムを導入した。まずはワクチンの大半を占める組換えワクチン等以外のワクチンをシードロフトシステムの対象とすべく、薬事法の改正を行っている。	①～③について、対応不可 ④について、検討に着手	薬事法（昭和35年法律第145号）第14条、第42条、第43条、第48条 動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）	①日本の動物用生物学的製剤基準のシードロフト規格は、国内で動物用ワクチンの品質・有効性・安全性を確保してきた実績のある日本の動物用ワクチンの規格を踏まえ、シードロフトシステムが先行していた米国及びEUの規制を参考に設定されたものです。本規格は、3年間の検討期間をかけて欧米系のワクチンメーカーを含む産官学で検討した上で、国家検定を軽減することを前提に日本の動物用ワクチンの品質・有効性・安全性を確保するための最小限必要な規格として設定されたものであり、現在のところ、見直すことは困難です。②必要な措置であり、小分け製品を用いる方法以外の方法が実施困難であるため、国家検定では引き続き、小分け製品を用いた不活化試験を実施しているものであり、見直すことは困難です。③ワクチンの安全性を確認するため、異常毒性試験は必要な検査であり、現在のところ見直すことは困難です。④現在、組換えワクチンについてもシードロフトシステムの対象とするよう検討を進めております。
82	9月30日	11月1日	3月31日	貿易・投資	ワクチン接種後の食用動物の出荷制限期間について、欧米で承認された出荷制限期間に揃えるなど、出荷制限期間を短縮し、事業者のコスト軽減を図ることを検討すべきである。	【提案理由】 オイルアジュバントは主に食品添加物に指定されている成分からなっており、その安全性は十分に立証されているにもかかわらず、日本ではオイルアジュバントワクチンを接種された食用動物の出荷制限期間は関係諸国に比べて大幅に長い。生産者にとって負担となる長い出荷制限期間は、EUや米国で使用されているいくつかの革新的で有用なワクチンを用いることで事実上使用できないことを意味する。代替手段がほとんどないため、生産者や最終的には消費者にとってのコスト増大につながる。	民間団体 農林水産省	ワクチンを含む家畜用動物用医薬品の製造販売の承認に当たっては、(1)農林水産省における薬事法に基づく家畜に対する有効性及び安全性に関する審査のほか、(2)食品としての畜産物の安全性確保の観点から、①食品安全基本法に基づく食品安全委員会による食品健康影響評価、②薬事法に基づく厚生労働省への残留性に関する意見聴取を行うことが必要です。 食品安全委員会においては、アジュバント等の異物が顕微鏡下で注射部位からなくなるまで接種家畜を畜場等へ出荷しないことを前提としてワクチンに関する評価が行われています。また、厚生労働省においてはこれまで、食品安全委員会による評価に基づき、ワクチンに関して食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準の設定は不要としています。 農林水産省においては、食品安全委員会による評価及び厚生労働省への残留性に関する意見聴取の結果並びに畜場等における検査に関する規定を踏まえ、ワクチンの使用制限期間を設定しています。	検討に着手	薬事法第14条第1項、第38条、食品安全基本法第24条、食品衛生法第11条、畜場法第16条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第19条	ワクチンの使用制限期間については、ワクチン接種動物の食品としての安全性やと畜検査等の適正な実施を確保しつつ設定する必要があります。 現在、3府省において、欧米における使用制限期間の設定の考え方も参考しつつ、使用制限期間の見直しについて検討を進めているところです。
83	9月30日	11月1日	3月31日	貿易・投資	日本-EU間のオーガニック食品添加物の有機表示の促進①	EUでオーガニック食品での使用が認められた食品添加物は、日本でもオーガニック食品での使用を認められるべきである。 【提案理由】 EUと日本は今や、互いのオーガニック表示を相互的かつ全面的に承認している（有機JASマークは2011年よりEUによって承認されている）にもかかわらず、日本のオーガニック食品市場の発展は、外国産でも国内産も、おしなべて依然きわめて遅くとしている。我々は、日本の不完全な認証制度にその理由があるとみています。	民間団体 農林水産省	オーガニック食品に使用可能な食品添加物については、有機加工食品のJAS規格で定められており、当該JAS規格は、利害関係者の意見を踏まえ、少なくとも5年に1度見直しを行うこととなっています。 使用を認める食品添加物については、見直しの際に、オーガニック食品についての国際的な基準であるコーデックスガイドラインに基づき検討を行っているところです。 諸外国の有機規格についても、JAS規格と同様に、コーデックスガイドラインに基づき制定が行われていますが、各国で生産の実情等が異なるため、使用可能な食品添加物は必ずしも同じではありません。	検討を予定	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条、第9条及び第10条 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）	JAS規格は少なくとも5年に1度見直すこととなり、有機加工食品の生産に使用可能な食品添加物の追加については、有機加工食品のJAS規格の次回見直し（平成26年度着手）において、個別の食品添加物ごとに追加要望等について調査を行った上で検討したいと考えています。
84	9月30日	11月1日	3月31日	貿易・投資	日本-EU間のオーガニック食品添加物の有機表示の促進②	ミツバチを有機畜産物の日本農林規格と追加すべき。 【提案理由】 はちみつ入りジャムといった混合成分を有する製品は、はちみつを5%以上含んでいる有機JASマークを取得できない。これはミツバチが有機畜産物の対象外であることから、はちみつは有機JASの格付けの対象となっていないからである。はちみつに代表される混合成分の考え方については、有機JASとEUオーガニックの間の完全な同等性を宣言すべきである。これはEUの生産者のみならず、日本の生産者に益するはずである。	民間団体 農林水産省	有機はちみつについては、これまで規格化の要望がなかったことからJAS規格の対象となっていません。 また、有機加工食品のJAS規格では、原材料に占める有機JAS原材料の割合が95%以上であるため、有機農業及び有機砂糖を原材料として使用するジャムであっても、はちみつを5%以上配合した場合は、有機JASマークを付すことはできません。 一方で、有機畜産物と有機農産物加工食品以外の食品については、「有機」や「オーガニック」の名称の表示規制の対象（指定農林物資）となっていないため、例えば、上記のような原材料のジャムに外国の有機認証はちみつ等を5%以上配合したものに、有機JASマークを付す「有機ジャム（有機はちみつ〇%入り）」等と事実上即して表示を行うことは可能です。 また、外国との同等性承認については、指定農林物資について、輸入時に過度な貿易障壁とならないよう行うものであり、指定農林物資以外の農林物資については対象とされていません。	検討を予定	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条、第9条、第10条、第15条の2及び第19条の15 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）第10条 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号） 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）	JAS規格は少なくとも5年に1度見直すこととなり、有機はちみつはJAS規格化及び指定農林物資の指定の是非については、有機畜産物のJAS規格の次回見直し（平成26年度着手）において、生産状況や市場の状態を考慮して検討したいと考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要（対応策）
85	10月30日	12月24日	3月31日	貿易・投資	細胞凍結バイアル中の保存時追加FBS（ウシ胎児血清）、HS（ウマ血清）の指定検疫物からの除外	USやEUのヒト・動物細胞バンク、研究機関等から、細胞を入手する際に、その凍結培地に含まれるFBS、HSの健康証明書(HC)を細胞分譲機関にリクエストしても入手できないことが多く、結局、細胞の提供自体が断られる。血清製造施設に対して承認を受け海外の制度と我が国の原料の政府機関証明を輸入時に求める制度との違いや国が研究目的の場合に危険事項を登録している状況との乖離が生じている。また例えば、血清原産国(US)と細胞研究機関の所在国(EU)が異なり、第三国となる日本への輸出対応が複雑で困難なケースも多い。研究目的で使用するメーカーが微生物検査済みのFBS、HS及び細胞培養液中のそれら成分は、指定検疫物の対象から除外し、メーカー検査証の提示により輸入許可を頂きたい。細胞培養や培地用試薬は、無菌管理のできる研究施設内でしか扱われないため実験終了後に滅菌廃棄することにより外部環境への影響はない。これにより、国外の研究機関からの細胞入手時の障壁が無くなり、これまで上記理由により入手できなかった細胞を利用した、研究活動の促進が期待される。	日本製薬工業協会	農林水産省	ウシ胎児血清及びウマ血清については、家畜伝染病予防法第37条第1項の指定検疫物に該当します。このため、当該品を輸入する場合、輸出国政府機関が発行した検査証明書が必要とされ、輸入検査の結果、家畜の伝染性疾患の病原体を広げないと認められるときは、輸入検査証明書を交付しております。	対応不可	家畜伝染病予防法第37条、第40条	家畜の伝染性疾患の侵入を防ぐため、指定検疫物を輸入する場合、その検査を受ける必要があります。その際、家畜の伝染性疾患を広げおそれないことが確認されたこと等が記載された輸出国政府機関発行の検査証明書の添付を義務付けている理由は、輸入時の検査だけでは家畜の伝染性疾患の病原体の有無を確認することが困難であり、検査に必要な情報を確実に入手するためです。
86	10月30日	12月24日	3月31日	貿易・投資	輸入に関して届出が必要な病原体について	第36条の2の規定により、届出が必要な病原体のリストには、国内の多くの機関が保有しているものや常在菌が多数あり、届出対象病原体として認識されにくいものがある。その結果、輸入事前確認時に、届出対象と判明し、急ぎ手続きするケースや現地発送を急遽止めるケースもあり、輸入手続きにおいて研究現場の混乱を招いている。一般的に販売・使用されている遺伝子組換え用大腸菌も未だ例外なく届出対象のままになっている。国際的にも特異な状況と考えられる。輸入届出の規制が必要なる根拠の精査、基準を明示頂くことで、生命科学系研究者への周知を図っていただきたい。それにより、海外からの研究用菌株の輸入時の手続きの円滑化を図りたい。	日本製薬工業協会	農林水産省	輸入許可の対象とならない家畜の伝染性疾患の病原体の輸入に当たり、輸入者に届出を義務付け、国内に存在する伝染性疾患の防疫的確保、効果的に実施するために、汚染源ともなり得る輸入病原体の所在場所を把握するとともに、輸入許可の対象であるかどうかを事前にチェックし、税関における確認（関税法第70条第2項）が円滑に行われるようするためのものです。動物検査所ホームページに届け出なければならない病原体を掲示しておりますが、貴協会におかれても本制度の周知にご協力ください。	検討に着手	家畜伝染病予防法第36条の2	本制度は、輸入許可の対象とならない家畜の伝染性疾患の病原体の輸入に当たり、輸入者に届出を義務付け、国内に存在する伝染性疾患の防疫的確保、効果的に実施するために、汚染源ともなり得る輸入病原体の所在場所を把握するとともに、輸入許可の対象であるかどうかを事前にチェックし、税関における確認（関税法第70条第2項）が円滑に行われるようするためのものです。動物検査所ホームページに届け出なければならない病原体を掲示しておりますが、貴協会におかれても本制度の周知にご協力ください。
87	2月10日	3月18日	3月31日	貿易・投資	関税・輸入消費税の包括延納における担保額の固定化	【先の実績に対する再提案内容】 包括延納における担保額について、過去の実績に基づいた定額とするなど柔軟な制度を設けるべきである。 【提案理由】 今後、消費税率の引き上げに伴い輸入品に対する国内消費税の納期限の延長に係る担保額も増加することとなる。輸入業者が輸入した貨物を転売することを前提とすれば、多くの場合は消費税は還付されることとなり、延納のために要した担保の費用は本来不要であったとも考えられる。また、輸入者は担保額が不足しないように余裕をもった金額を設定する等の対応をとっており、その部分については本来不必要な保証料を負担していることになる。企業の資金効率を改善し、わが国産業の競争力を強化する観点からも、柔軟な制度を検討すべきである。 なお、財務状況の審査を受けているAEO輸入者については、資格取得のインセンティブの観点からも、担保の不要化なども含めた技術的な制度の見直しを検討すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	輸入者は、特定の日において輸入しようとする貨物に係る納税額の納期限を包括して延長しようとする場合は、申告予定の税関官署の長に対して延長申請及び納税額に相当する額の担保の提供をすることとされております。（包括納期限延長）	その他	関税法第9条の2第2項、消費税法第51条第2項	輸入者から提供される担保は、確定した納付額が延長した納期限までに完納されない場合に、当該担保をもって納付に充てることを目的として提供されるものです。したがって、輸入者の財務状況に限りなく、税関に提供された担保の額を超えない範囲において、納税額の納期限を延長することができます。なお、輸入品に対する他の国内消費税の納期限の延長に係る取扱いも同様となっております。
88	2月10日	3月18日	3月31日	貿易・投資	国際クーリエに関する輸入申告制度の見直し	【先の実績に対する再提案内容】 国際クーリエの輸入申告に関して、海外の輸出者の運送依頼書をもって国際クーリエ業者を税関事務管理人として届け出たこととともに、税関事務管理人が代理として申告する、もしくは国際クーリエ業者自らが申告者として申告することを可能とすべきである。 【提案理由】 クーリエ貨物は、国際クーリエ業者が荷受人の了解を得ずに荷受人の名で輸入申告していることがある。そのため、荷受人は自ら申告していないにも関わらず、不正確な品名や価格に基づく申告がなされるリスクが生じている。クーリエの迅速性、利便性を確保しつつ、こうしたリスクを排除する観点から、クーリエに関する輸入申告制度を見直しすべきである。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名、価格等、必要な事項を税関長に申告し、当該貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならないこととされています。このような輸入（納税）申告等の税関関係手続を行うべき者が国内に所在しない場合において、税関関係手続等を処理する必要があるときは、その者は、税関関係手続等を処理させるため、国内に所在する者でその手続等の処理につき便宜を有する者のうちから税関事務管理人を定めなければならないこととされています。	その他	関税法第67条、関税法第95条	貨物を輸入しようとする者（国際クーリエ業者の荷受人）は、当該貨物の品名、価格等、必要な事項を税関長に申告し、当該貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならないこととされています。このような輸入（納税）申告等の税関関係手続を行うべき者が国内に所在しない場合において、税関関係手続等を処理する必要があるときは、その者は、税関関係手続等を処理させるため、国内に所在する者でその手続等の処理につき便宜を有する者のうちから税関事務管理人を定めなければならないこととされています。
89	2月10日	3月18日	3月31日	貿易・投資	市販を前提とする暗号装置等の輸出等に係る許可不要化	【先の実績に対する再提案内容】 「公知の事実」ではないものの、販売計画書、販売契約書等の販売予定が確認できる書類によって、市販を「前提」としていることが確認できる場合は、市販暗号装置・プログラムと同様、規制から除外すべきである。 【提案理由】 2012年8月の政省令改正によって規制から除外された市販暗号装置については、①購入に限って何らの制限を受けず、店頭等において販売店の在庫から販売されるもの、②当該貨物の有する暗号機能を生産者を供給する者によって変更できないもの、③当該貨物の有する暗号機能の使用に関して当該貨物の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの、に該当するかどうかを「貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る」としている。これと同様に、市販暗号装置等についても、市販を「前提」としていることを上記書類によって確認可能と考えられるため。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	暗号装置・プログラムについては、「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」第8条第9号等において、市販されるものについては、除外規定がもうたれております。	対応不可	外国為替及び外国貿易法、他関係政省令等	前回答のとおり、本件規定については、国際的な通関兵器等の輸出管理レジームであるフセナー・アンレジームにおいて合意された事項を規定しているものです。市販暗号装置については、①-③が「公知の事実」として確認できることにより、規制から除外されるよう解釈で運用しております。市販開始前ものについては、何をもち、市販を「前提」としていると判断できるかが問題となります。開発の最終段階で、仕様が市販用として決まっても、実際に市販出るとなると、仕様の変更が全くない等の保障はないと考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
90	2月10日	3月18日	3月31日	貿易・投資	安全保障貿易管理に係る法体系の整理・簡素化	<p>【先の回答に対する再提案内容】 現行の法体系の下で、未だ十分とは言えないものの、規制の合理化・簡素化がある程度進んだ今こそ、いわゆるエンドユーザ規制中心の管理制度への移行など安全保障貿易管理制度の再構築に着手すべきである。法体系の整理・簡素化は、その再構築の基礎を成す作業であり、左記要望を再提案する。</p> <p>【提案理由】 現行法体系のままでも「実務上の支障はない」「米国の法体系等と比較しても、比較的わかりやすいものとなっている」とのことであるが、日々管理業務に追われる企業から、<要望理由>に記載のとおりの問題が指摘されている以上、継続して提案する必要が認められるため。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	安全保障貿易管理に係る規定は、外国為替及び外国貿易法(外為法)及び関係政省令、通達により、履行されております。具体的には、貨物の輸出に関しては、外為法第48条、役務の取引に関しては、同法第25条で規定され、それぞれ輸出貿易管理令、外国外為令等により、その規定の詳細が示されております。	現行制度下で対応可能	外国為替及び外国貿易法、他関係政省令等	前回答のとおり、外為法は、外国為替、外国貿易その他の対外取引の正常な発展並びに国際社会の平和及び安全の維持のために、必要最小限の管理又は調整を図っているものです。<要望理由>に記載の問題の解消に資するよう、事業者が効率的に理解し対応できるための、運用面等でわかりやすい工夫を進めていきます。